

元和元年閏六月十七日

三五四

直勝ノ隊
ハ糺明ニ
及バズ

〔寛政重修諸家譜〕六百 永井直勝傳八郎右 軍終て後、二條城ヲ抜いく、
諸手ハ働茂詮議ある此ときハひとり直勝ノ隊下此ともからは、其沙汰ヲま
りせらるへし、糺明ヲ抜よばまける乃む存仰下さる、

〔寛政重修諸家譜〕八百三 佐藤繼成與兵衛勘 大坂の役ヲまりむる、
まりむる諸道具ノ事ヲ役せ、御歸陣ノ後、二條城ヲをいく、諸士ノ軍功ヲをた
ゝさる、のとたリ繼成證人トなり賞譽ノ仰ヲをうふる、略下

〔寛政重修諸家譜〕七百 大久保忠教彦左衛門 元和元年夏御陣ヲも供奉し、
亂壹むらく此、ち、諸人相つとへいふ、東照宮乃御旗ヲをてに退く事ありと、
忠教夫を聞き、衆人ヲを此、していく、我御鎗ノ奉行ニれハ、御旗堂ともに一
所みりて、まりれとも此退く抜見を、何そは事あらむやといふ、まりに
をいく、諸人そ此偽り事あらむ、

大久保忠
教旗奉行
ノ退却ノ
風説ヲ辨
ズ

〔三河物語〕下 然る所ハ、御旗ふきやう衆、今度うろくとまるを、内々
聞召被成候哉、御旗之衆一人ハうい之國之者不さり金右衛門とて、武邊も
あき者成、一人ハ丹波之者せうだ三太夫安信と申者成、是も武邊之有え
あきも御普代家よてハ人まらず、御鎧ぶぎやう之者一人者武藏之者若林

旗奉行狼
狽ス
旗奉行衆
槍奉行衆

旗奉行ノ
慢心

和泉則直と申者成、一人ハ三河之者大久保彦左衛門と申者、是ハ相國御代
御七代召はりまさる、其身之せんぞはり申御普代之者成、然ると申處
ハ、御旗ぶ行之衆、御鎧ぶきやう衆を下めよ見て、何事も御眼まきおもつ
て、御旗を我等共ハ仰被付るとて、物とだんうおもせせ、御鎧ぶきやう
衆ハ、おり敷事申者共哉、出豆人ヲを取むけて有バテ、彼等ハ御旗おバ仰被
付り、彼等ハ武邊をまりてあすが日も見よ、彼等が何事もあらば、御
旗ヲを取まりすをおバある間敷き、又得こをまて、彼等ヲを取立とまる衆
本田上野其外之衆のどう不存おえよくまりり、此衆ハ武邊定の事あり
まきえらずちある事成、只今座敷之上みて、何ハ此事云ふ、まり共、何
事もあらば見よ、まりまり衆迄もまじをか、せ可申と云ける處ハ、相國
様ハ岡山之方へあがらせ給へバ、御旗おバ住吉迄押る行住吉みて相國様
之御座被成候方をまらずまて、と不うをうしあひる其時御鎧ぶぎやう衆
とだんう申せ共御眼まきみて、御身立よハ御旗を仰被付り、様之時
之まめみてこそ、御かんまきのちがまりるやうハ可被成とて、一まりま
ハざれど、重々云寄ふ、彦左衛門云ハ、然者御旗ヲを阿部野々原へ押上る、あれ

旗奉行途
ヲ失フ

元和元年閏六月十七日

三五五

忠教旗奉
行ラ叱ス

成大ぼりへ兩人うけあげて、御馬をるしの見えを、其方へ押給へといへば、尤とて御旗をあとへ押返る、ぼりへ上る見けを共、御馬をるしの見へむと云、其儀あらば阿部野々原を押上給へと云、天王寺を指す押上なるふ、中程よて御旗立ける處へ、彦左衛門うかけよせぬ、何とて敵ちりき所よて、御旗おぼらめき給ふぞ、ちや宇毛山を左よして押上給へと云、れれば、不さう金右衛門が申へ、御身の急くらまき事をの給ふぞ、ちや宇毛山あるへ、敵よあらざやと云、れれば、大久保彦左衛門云けるへ、御身こそ急くら敷旗おぼたつま、ちや宇毛山之を敵よてあきといされり云ぞ、ちや宇毛山之が敵あればこそ、御旗をち、せずまて、左へ押上給へと云、相國之御旗が、昔寄はいよ左様よふらめきて、敵よ急りする事なし、さちや宇毛山を左よあして押上給へと云、れ共、返事もあき、良有ぬ、天王寺之方への押をまて、東之方へ押ける處へ、又大久保彦左衛門うけ付ぬ、何とて敵を宇毛るよなして、左様よ御旗おを押給ふぞ、御旗がまくれて見ぐるしきよ、兎角ちやう毛山を左よまて押上給へと云へ共、見よも不入、然る處よちやう毛山之東ぬて、やうく相國様見付申、然る處に早天王寺口よて、つ不う此あ

忠教旗奉
行ト争フ

槍旗ニ先
ンズ

り取合ける時、御旗を田中よ立ける時、御鎧を御旗の前へ出まれば、不さう金右衛門うかけ出しぬ申へ、只今迄御旗之あとよ有ける御鎧を、御旗之先へ出し給ふ、我等へあらざると申時、彦左衛門が申へ、不及云よ、我等共のあぼり申御鎧を、御身立ふあらせんあらば、腹がいとさき、其故物前よて御鎧が先へ不出まへ、何う可出ぞ、其故物前よて、旗よてさ、き合物う、鎧よてさ、き合物う、何とて御身立之あらん哉、我等二人之とうぐをまり度共あらせ間敷と云、れれば、物もいと歸りける、然處よ彦左衛門が云けるへ、若林和泉殿御らんぜよ、御旗ぶぎやうが、何おえあらざる、つ不う衆へ見うすみぬ有り、つ不う衆へ押付ぬりあむざる旗を、をるうよへごちさると申、れれば、左様ニ申さるうと云、れれば、いやくさやうよ、不申、然者我等が可申と被申候へば、彦左衛門が申、いやく御無用よ候、よき事おば御かんまきよ、我等仰付さりと云、れ、あまき事おば、其方と我等あんよいさし候へん間、御無用と申けまば、和泉申へ、いやく御さめよ候間、可申と被申候へば、彦左衛門重ぬ申は、御さめ之處へ指おき給へ、彼等かていよて、なまつことの時へ、御旗を立申事へ成間敷、其時へ御身と我等とまて立可

元和元年閏六月十七日

三五八

申たればくるしからず、其儀ハ御心安可有と申處ニ、敵をえいぐんする、然る處ハ相國の御馬あるしの天王寺の方ハ御座候と見て、其方へ御旗を押けるハ、頼朝押付るハ、天王寺之南よて、ミカタハハよく罷れ來りたれば、其時御旗を立けるハ、二人之旗ぶぎやう一人もいず、相國様ハ道寄天王寺之方ハ、頼朝道ぐるハ御馬をひろゑさせ給ひ御座被成候、御座ハハ、馬の口とてハ小栗忠左衛門寄外ハ一人をかくて、ちりくハ成けるハ、みげさる事やらん、又御さきへゆきさる事やらん、御前ハハあらざ、然共少身之衆ハ、此時ハ候へば、手前をりせぐとて、御先へ出てもハあひされ共、御目をりけられる人と成、去ハ國之衆ハもちいらまゑ、御うげを見人ハおぢおの、りれける衆ハ、らうハやくをきらまゑ、上様之御あさりを一寸もある、事ハ、何さる武邊を去ても、第一之ひけあるハ、ましていじんや、何さる有所を去りさる者ハ、一人をかくれ共、時のいせいハよりにて、我を存知さり、我も存知さるとハ申せ共、うげよてハ有所存知さると申一人ハ、おかし、其時御旗ぶぎやう之衆、御旗之あさりハ一人をあらわして、をるハ、後來り、坂金右衛門ガ申けるハ、大久保平助我等ハ、さたへゆるんと云

ハれば、彦左衛門申けるハ、尤之儀成、先ハハやむがせじまりさると云、さうくゆきてやりを去給へ、我等ハ仰被付ける御どうぐ之有所知て可有と申せば、金右衛門、然者我等を參間敷と云ハれば、尤之儀成、何事ハあけを共、若何事もあらば、仰被付さる御どうぐをまくらと去て、を給ふを不んぞと存せる成と云ハれば、其時御旗之所へハ參さ、せう田三太夫ハ先へ出てむりひ寄、てつ不うをえあける間、其ハ寄て先へ出て、我等をてつ不うをりけていさるとハ云ハるが、まこと知てつ不うをりけていさるやらん、又ハく罷れさるやらん、人ハあらざ、たとへば先へ出ててつ不うをりけてある共、ゆれざる事成、仰被付ける御どうぐのあさりをえあれ申事ハ、きこへ不申、然間をぞめ寄彦左衛門をりいさる處へ、頼朝をり惣右衛門が來さる、おあは、きて、若林和泉が來る、御旗ぶぎやう二人ハ、をるハ、おそく來る、然間各々の被申様ハ、彼衆ハ、まゑさる御普代之衆も有ハ、ゆれざる衆ハ、御旗を仰被付ける物哉、其故上方と御取合之處ハ、せう田三太夫を上方之者成ハ、仰被付候儀ハ、さりとハゆれざると申、甲州關東之儀ハ、上方との御取合あれば、くる去からざる事あれ共、是と申を、去ゆつと

元和元年閏六月十七日

三五九

家康ノ穿
鑿傳及ビ
崇哲ニ執
成ヲ請フ
者アリ

武邊ノ墜
落

元和元年閏六月十七日

三六〇

う衆之きよ入る故成きよ入る申被付るも御さめよハ不被可然事成と、
各々ささあさり、さて又相國様ハ五月八日御歸京被成なり、大將軍様ハ
御跡よと、まらせ給ひ、秀頼ハ御腹を切せ給ひる、其外御志おき共被成る
御歸京成、其後相國様京とよて、今度大坂よて之よきあき此御せんさく
被成けるふ、あるいハでんちやうらうよ相申ると云人を有り、又ハそ
てつ法印よ相ると云人を有、あるいハ我々互よ云合、せう人よ立相
る人を有、事ありあきせう人成、昔ハ出家やいあやあどを、武邊之せう人よ
立る人おハ、中く付合もせざれ共、今之世ハまつせよも成り、出家とい
あやハ武邊之、見やくとり又ハさつあれば、武邊必成と見へり、又ハ度々
此武邊之あさる者を、昔ハ武邊之せう人よハ立て有よ、一代之内敵之り不
のありきえくろきもあらざる者を、武邊之せう人よ立る事、腹筋之いさき
不どおりしき事成、相國様ハもと寄度々合戦よ合付させられ、日本之事
ハ申不及異國迄をかくれあき御武邊第一之相國様あれば、おハ敷ハ思召
共、それくハ被成る打ありせられ給へハ、申それると思ひ、武邊り不
ハあていさる人おハ、あ、古き武邊者共ハ、目引を引らいて、すそいさり、

昔ハ退口
ノ武邊ヲ
賞セズ

當世流

昔ハ追頭
ヲ功名ト
セズ

其故武邊之あおも、あ、昔ハくばれくち之武邊おハ武邊といハ、
あ、くばれざるまへ、たがひハ、ゑてま不り合さる時之武邊お、よ
き武邊とて不めさり、敵くばれさる處へ、人さたよりけ入ると云共、其儀
ハ昔ハほめず、のきくち之武邊成さき者成、然間、のきくち之時、手きに
くて敵ハはくれ申時ハ、五人十人ハ、過ざる者ハ候間、のきくち之武邊を、
昔ハ不め申成、又こ、あ、只今ハおもあろき事を云、かぶとをきさる者の頸
を取てハ、もぞ付と云事、昔ハあけまハ、只今きく、とうせいどう、昔ハ小者
中間ふ丸之頸成共、押はあされは之處よての頸、又ハやり下之くひ、ふ
り入を、打さるあどの手がらある處よて取頸ハ、何くびよてもあれ手
がらと云さり、今度之大坂あどのやうよのおひ頸を、バ、ふときさり共、た
とへハ大將之くびあり共、手がらの高名といハ、さるよ、大坂よてかぶと
頸を取るとて、どううをる事之ありあや、然共くばれてよぐる人が、歸し
あ、さる武邊おハ、其儀おハ殊之外よ不めあげさり、今度ハをぞめ寄くば
れさる敵あれば、各々馬よておひりけれハ、何時を、う様よ馬よの、あ合
戦ハ可有と計、とうせい之衆ハ心得候へ共、合戦之時ハ、見あ、く、馬寄おひ

元和元年閏六月十七日

三六一

元和元年閏六月十七日

三六二

おろきて馬おばうあるぞあひ寄るうふとおくやる物といふらざして、
何時も馬よのまあるらんと計云もをかき事成然る所に今度相國様の
御旗ぶ行之衆、ずろくとあるを聞召被成候哉、小栗又一郎と大久保彦
左衛門が罷出て有けるよ、御座の間寄、ひろ間へ成せ給ひあけ、彦左衛門を
御覽せられぬ、汝ハ旗ふ付の來りさるうと御意之候へば、彦左衛門手を付
ありあるを見れば、汝が事みて有と御意かれ、我等ハ御鑑よ付奉り申
と申上れば、汝ハ旗よて可有と御意かれ、いやく御鑑よ付奉り申
ると、又申上れば、重る又汝ハ旗よて可有とあら、か成御こゑを被成る
御意之有れば、共、菟角御鑑よ付奉り申由申上けまば、其時、あさらば、
旗よハ誰う付さるぞと御意之時、なさり金右衛門と小田が付奉りて參
る由申上れば、何小田くくと三度迄御意かれ、共、三太夫を目すれける處
よ、小栗又一郎が申上けるハ、せう田三太夫と申ける、其時四方を御らんぞ
れば、共、御旗ぶぎやう此衆一人をあらざれば、御ひろまへ御座被成候はる
が立歸らせ給ひぬ、御目を見ひらかせ給ひて、五日之日よどふとまらんと
ハ誰ういふはると、あらく成御こゑよて三度迄被仰候へ共、御返事申上

る人あり、おぞめよ某ふ御あらさめ被成候間、某が事よもやと奉存、彦左衛
門申上申ハ、よどり御とまり之儀ハ、誰と人を奉指よ及不申、上下共よ左様
よ不申候人ハ、一人を無御座と申上れば、重る之御狀よ、我がとまらんと
いさざるふ、とはらんと云や、はむらめハ、たくらたぬ迄と御狀被成る、御ひ
ろ間へあらせたり、誰申共あく申はると申上さらば、誰が云はると御意被
成る云くちを御せり被付可申が、上下共不申候人一人を無御座候と權上
申よよむる、彦左衛門ハ、さき共せり被付不申、又然る處よ二三日過て、水野
日向守御目見へよ參る有、小栗又一郎、大久保彦左衛門を有はる處よ、御座
之間寄、あよゑんへあらせ給ひけるふ、日向守を御らんぞて、今度ハ何とあ
さるぞと御意被成れば、日向守申上けるハ、さればせんぞの方寄三百騎
計任吉の方へ參申さるが、其内寄卅騎程天王寺之土井よ奉付の參申さる
が、何方へ參さるを不存候と申上けられけまば、其時御狀よ、汝があるべま
と御狀かれ共、人を指ぬ之御狀かれば、おうけを申上る人もあけまば、彦
左衛門手を付ぬ、あまろの方を見れば、汝が事成、汝がそこふいされば、あ
りはらんと御意かれ、されば天王寺之土井の方よりを、そぐ道之御座候

元和元年閏六月十七日

三六三

流る、其寄よげ出申者、ちやす山の方より岡山の方へ參、本道へ罷出申
 而、本道をくはれ申者と一ツふ罷成申而參申よ付而、敵味方之見、けい
 存と申上なれば、其ハ敵々と御意有りなれば、敵のう不ハ見あり不申、をい
 ぶんの地行取衆がよげ來り申はる、定而其中へを入る參申か不存候、其
 くはれる參候衆が、御鎧おえふ、ちらま申、馬之上よてあぐり取るきりお
 り申而もちて參候、其を見てや、まうはき共が、又きりおり申さるも御座候
 と申上なれば、御狀よ、さてもく、こゑぬけめうあ、やり之見ぢうきがよき
 と云事おバ、いはありさるぞ、然者其者共ハ、何方へよげけるぞ、御前の方へ
 參申はる、御前様寄某あどハ御先よ罷有はる儀、御座候へバ、前後ハ不
 存と申上ける時、其儀あらバ、や、まハあきりと御ハはね被成なれば、御鎧を
 御座候へ共、たふん無御座と申上ける、相國様ハ、三間あよ、ま見ぢうきおバ、
 そうなつよきらませ給ふ事あらバ、や、まをきりおり申さる者をこゑぬけ
 と思召儀共成然る所よ、其明之日二條之御うまひ之火さきの間よての事
 成よ、松平右衛門ハ、御旗ハ見ぬと云、彦左衛門ハ、御旗ハ立さるよ何とてさ
 さざると仰候哉と云、いや我等共ハ見ずと云、又云、七本之御旗之立さるを、

旗ニ就イ
テノ争

何とて見給ハぬ哉と云、又立さる御旗を、た、ぬとハい、ま見れ間敷と云、なれ
 ば、其時こ、ふ御入候各々ハ見給ふりと、右衛門ハ、い、ま見れる時之、まゆつと
 うふおそる、う、我を見ぬ、くと、各々くちを指上云、なれば、され、バ、ア、そき
 、給へ、御旗ハ、た、ざるふき、ままりさり、我等共も見せ、各々も見ぬとの給
 ふよ、御兄一人計立さるとの給ふ、た、ざる、ひつぢやう成と云、又云、け
 よけよ左様よ、も可有、頓、心得さりと云、何と心得給ふと云、け、ま、云、なつ
 之儀よ、ハ有間敷、おそれながら、各々のや、見の夜程よ、御らんぜハ、我ハ月の
 夜程よ、見申なし、月之夜程よ、御らんぜバ、我等ハ、ひる程よ、見可申、よく、く
 存知候へハ、各々ハ、其元へ御越候ハ、御越有と仰候物、若其元へ御越候
 共、七本之御旗を御らんぜ、ン、バ、あ、まて給ふ、其儀あらバ、不可然と云、な
 れバ、重、而、之、さ、あ、い、ハ、あ、然間、彦左衛門申ハ、其時御旗も、おさまりて、後
 ぐそくをぬぎて、ぐそくか、さびら計よて、其ま、せうだ、三太夫と二人參て、
 上様之御馬之立處、又ハ御旗之立所を見て、返り申はる、各々ハ、御らんぜ
 候くと云へバ、其時右衛門げよと見る所成を、何のふん、なつ、もなく、まて見
 ざると云、なれば、彦左衛門、左様ニ見る所を、さへ見給ハ、物をあらそひ給

ふりと云然る間各々有事をろんぎて、後よハ彦左衛門をぢやうのこじき
 者と云、又然る處よ二三日すぎで、御前よて御せんさく有る、よく申ひらき
 する人を有、又あましく申あさるをも有、然る處よやまよ付さる者參れと有
 られバ、又彦左衛門が罷出る、然る處よ御せんさくすぎで、御座處へいらせ
 られ給ふとて、彦左衛門を御らんぎ付る被仰けるハ、汝ハ鎧よ付る來ると
 云々と御狀あれば、かこまつて御座候と申上れば、御けあきりじり給
 ひる、彦左衛門手を付さるた、見のるりをふませ給へバ、よこた(カシカ)の事成
 ば、二あやく四五寸るど、まける、其間を御はゑよてはりせ給ひる、汝ハ何
 とて我ぬははりざると御狀之時、御鎧ぬ相そへられ、御旗本之所やままで
 若林和泉と某ぬ仰被付候へバ、千本ぬ及申さるやまぬ御座候へバ、御旗よ
 付申さる御どうぐぬ御座候へバ、御旗之有所よ罷有由申上けまを、其儀あ
 らバ、何とあさるどと御狀之候時、御旗が大和が冬の陣場よ立申間、御やま
 も其よ罷有さりと申上げる時、そこよ旗ハ立間敷ぞと御狀之時、いや其よ
 立申さりと申時、見あ共見ざると云程よ立間敷と御狀あれば、彦左衛門申
 ハ、何と御狀成共、御旗ハ立申さりと申せば、早御けあきりじりて、御じき指

を縁ぢまじさせられぬ、かあらへ不こりのか、ま申不ど御はへよてた、
 見をはりせられて、我を見ざる不どよ兔角よ立間敷と、重々御狀あれば、何
 と御狀成共、御旗ハ立申とはよく申せりされバ、御狀よハ、其儀あらバ、何と
 あさるどと御狀之時、ちやうす山の方寄くだれて來り申者、御家中之旗
 やま又ハ御鎧共よふ見くづまて、御旗計立る罷有と申上けまバ、然者何と
 あさると御狀之時、ちやうす山の方寄参さる者ハ、御前之方へ参る、御前之方
 がくだれ申と申ける時、弓矢八滿けう之天道、我が一代ぬげさる事もあき
 を、あれぬが我をよげさると云、大久保七郎右衛門がぢやうのこじきよ、大
 久保次右衛門がこじきよ、兄弟一之ぢやう此こじきや、はめ成、相模おを我
 がたせけておきさる、あれぬがぢやうのこじき事を云と御意被成る、城内
 之ひくく不ど御こゑのたけまバ、各々何事よやと申るきもをけせ、然る
 處よ本田上野守参て、彦左衛門が手をとりて罷立とてはれて出る、上様之
 御そをへ長井右近が参りて、御道理よて御座候、さうぢつぢやうのこじき
 者よて御座候と申上れば、御腹をいさられ給ふ、然間彦左衛門召はりい
 が申ける、ゆじれざる御そをを返給ふと云れば、おのれらハある間敷、何

とて上様をよげさせらまると天道おそろしく申上申さん哉、上様ハ小栗忠左衛門と只二騎御馬よ召而御座被成候、御座んよハ二十人ぐと衆まきまきといさる、然共むいぶんの衆ハよげて了そ有らん、御前ハあらざ、上様了そ御座被成けり、御内之まきくハあふりよよげんる間、申ぞこあひよハあらず、然共此されの御さだねよハゆるく御さだね被成候よ付而、御前之方へ參申はるが、御前とハ程へさち申間、御前へ參申ありらハ不存と申上ルれば、御きげんをよく御座候はるが、今日ハはめ寄あ、せり付く被仰候間、某を殊外せき申故よ、御前がくだれと申上さる儀ハ、心之外の儀成、又を返し申儀ハ、べの儀よあらず、御旗ぶぎやう衆うろめきとると聞召けるや、それをよくと思召る、御旗がぬげとると御狀被成けるハ、上様之御ちがひ成、御旗ふきずを付させられて、御えさかよげると被仰所よハあらず、其よ御腹を立せ給ひる、我が旗ハよげると御狀被成候を、おのくまきくとまさる御取立之衆、中くよげ申り、我等共を見不申と申上さる衆ハ、日本一之ひけと云、又ハ御まうさ急之御事をおもひず、あて、とうざの御きげんとり申はるハ、さてひけうよハあらざるや、某

負教抱

ハ相國様迄御代御七代召はり見され申御普代之者あれば、御旗よきずおバ付申まじき、たとへよげ申さる御旗成共、ぬげ不申と申上る、其が御とがあらむ、くびハうたれ申共、御旗之よげるとハ、何とあて可申上哉、各々のとうざの御意ふいり申とて、以來之御主之さめおバ不申、我等ハとうざよくびハ打れ申共、以來之御さめあしくハ、何とあてりハ可申、相國様度々之儀を被成申せ共、見うさ原よて一度御えさのくだれ申寄外、あとさだよ陣よを御旗之くだれ申無事、いじんや七十ぬあらせられ、おさめ之御不うどう此御旗がくだまてハ、何之世よをちをま、ぎ可被成哉、然時、バ我等が命ぬりへても、御旗之くだれざると申さるが、御普代之者之やく成、又いり御取立成共、とうざの御きふそむらざるやうよと思ひる、以來之御さめふりまハざる事了そ、御ふざいよあらざる人のやく成、我等御ことを返し申る、からりひ申さる故よ、おさめ之御不うどう此御旗ハくだれぬよある、其儀をかんがへず、あて、某を上様ふからりい申さる我ま、者と申人ハ、とてもまつせ御主の御用よハ立事有間敷、御ことを返あ申故よ、せけんよてハ我等よ腹を切せ可被成由を申と承候へバ、其儀あらバ、我等から

ううらいへおち行ふ、石之うらうとぬ入さればとても、のがるゝ事ハ有間
 敷其儀あらば、御前へ只今罷出て、腹を切迄とて、上下をきて出る處へ、小栗
 又一郎が來りぬ、をどふ有くと云、何とて被出けるぞや、其儀成、御前へ出
 給へ、出せぬれとらむ、出る事成がと、腹を御きらせ有あらば切給へ、年寄
 衆あて御意を得被申候事ハ御無用成、其よ付ぬ何くと被仰候ハ、後六ヶ
 敷可有ぢやうぐうのさざまりと、あき事をあてゝ、さるよのまゑ成、
 御主之御さめを申ぬ、其があき事不成あらば、是非もあき事成、只今可被
 出、同道可申とて來りると申けむ、よく、その御出有と、只今我一人罷
 出て、腹を切せ被成候ハ、可切と存ぬ、あさく申と、我腹を切あらば、うい
 めやくよハ何時を御身寄外ハ頼可入人あられば、さいじい之所へ被出候
 者りぬ、腹を仰被付ぬ、御ういめやくを頼入事、目出度も御出りぬ、いざや御
 ともせんとして、二條之御城へ參りぬれば、彦左衛門が來りたると申ぬ、各々
 けうさめがなよて有ける所へ、上様御出被成ぬ、御らんぜられぬ、とおらせ
 給へば、又一郎も心安とて、道同、あて返りける、然間からぬい申さるよりも、
 被出間敷所を出さりと人々も申成、

○家康、旗下ノ諸士ニ命ジテ、敗走ノ徒ヲ錄上セシムルコト、八月二十
 四日ニ、秀忠、親ヲ旗下諸士ノ功罪ヲ糾問スルコト、十月二十三日ニ、各、
 其條アリ、參看スベシ、

〔參考〕

〔京都帝國大學文科大學所藏文書〕

略○上

- 一大坂御陳ニ、權現様御旗本者、久らうし海道比茶う、山よ、貳町不と、き
 うらうし乃方ニ御旗立申候、拙者壹人ハ、權現様ハ壹町計ちやうす山乃
 方ニ御座候哉、少小谷御座候、其邊ニ、我等壹人罷有、何者ニあるも參候と
 と存罷有候得共、如何様之者も不參候、是ハ五月七日にて御座候、
- 一權現様御馬二條之御城へ御還陳被爲成、其後逃申者之御穿鑿被遊候事、
 一同十一月十一日時分ニ御座候哉、我等御膳之鬼取番を仕候、御膳すを
 り申候後、御廣間へ用之人御座候間、參候處ニ、誰も知人之衆無御座候間、
 可罷歸と存候得共、先あとしそこニ罷有候へハ、秋本但馬、板倉内膳、是兩
 人罷出被申あくら、我等ニ被申候ハ、只今大竹江左衛門御使ニ被遣候間、

御膳ノ鬼
 取番手段
 家康ヲ申
 テ廻ラン
 フテ逃走
 ラシラン
 トス知ラン
 者

御返事能々仕候得之由、我等ニ被申聞候、其近所ニ被居申候衆、我等逃申ニ付、權現様ヲ御使を被遣者ニて御座候哉と、皆々笑申候得共、我等逃申覺無御坐ニ付、何之御用、大竹江左衛門被遣候哉と、不思議ニ存罷有候處ニ、あはらくして大竹江左衛門被參、御用有之間、此方へ參候得と、別所へよひ被申候得共、我等之存ハ、右ニ秋本但馬、板倉内膳、我等ニ斷候被參候義を、其近所ニ各々被居申候衆、我等を逃申歟と、不思議ニ存、笑申様ニ御座候間、何様之御意ニ御座候哉、右之衆ニきりせ申さんためニ、其方へハ參間敷候間、此方へ御越候、御意之様子被仰渡候得之由、江左衛門ニ申候得ハ、我等居申處へ江左衛門被參、心をたて手をつき被居申候間、我等も同前よひさをたて手をつき罷在候處ニ、江左衛門被申様ニハ、權現様被爲成御意候者、年比と申一段之所ニ罷有候、我等ハ居申所を、皆々逃申者多御座候間、其者共之さし物乃色々を申上候得と御意之由ニて、江左衛門被申候ニ、我等之申様ニハ、如御意之貳人三人壹人計五度も三度も通様ニハ覺申候得とも、其跡へ何者ウ出可申と存、弓鎧を取かへく居申候得共、何者ニてもてき罷出不申候、如御意之、味方之者共

も、五度三度も通り申候得共、か様之御尋可有御座とハ不存、心よかけ、さし物此もんをも見不申候、一圓覺無御座之由、江左衛門方へ可然様ニ御申上被下候得と申義ニ御座候、其後ハ御尋も無御座候、

七月十四日

大久保彦
左衛門ノ
剛直

〔山鹿語類〕

士談四五

師曰、大坂ノ役ニ、御旗ノクツレタルトアル、夏ヲ大久

保彦左衛門ニ仰ケルヲ、大久保、全ククツレ不申由ヲ言上仕ル、大權現御機嫌悪クテ、汝カ目ノクレテ、旗ノ崩レタルヲ不見付ナリト仰コトアリケレハ、某カ目ノクレタルニハ非ス、御前ニ御目ノ不明ナルト申シテ、猶不潰ノ由ヲ申シハルユヘ、其分ニナリテケリ、後ニ大久保申シケルハ、旗ノクツレタルハ、必定ナレトモ、大坂ノ御合戦ハ、末期ノ御報答ナルニ、御旗ノ潰タルト有シコハ心カ、リ也、我一人越度ナリトテ御成敗アル分ハ不苦ユヘニ、如此申シタリト子孫ニカタレリト也、志ノ正シク直ナル所ト云ヘシ、師曰、兼松修理子息彌五左衛門、大坂ニテ戦功アリ、手疵ヲ負テカヘルト云コヲキ、僉議相究ルマテハ、參會スマシキト云テ、不出合アリケルカ、僉議モ究マリ、正シキ證據モアリト聞テ、シカラハ可出合トテ、對面イタセル也、

兼松彌五
左衛門ノ
議ノ究マ
セル對面

正義ト云ヘシ、

〔古老物語〕大坂軍之事

大久保彦左衛門ノ大口

略○上 同年元 和 八月、神君關東御下向、自二條城御發駕也、此時諸大名諸士爲御暇乞相詰ル、公大廣間上段ニ御着座、御氣色ヨク、万石以上ノ諸大將へ、夫々ニ御言アリテ、御玄關へ御通、旗下諸士へ段々有御言、箱段ニ到玉時、大久保彦左衛門忠孝平衛門忠員末子、七郎衛門忠世弟、相模守忠隣叔父也、血ヲモ度々背キ、傍若無人ノ士ナルニ、如何彦衛門、大坂ニテ七日ニハ我旗何故ニ、一代小身ニテ御旗奉行ナリ、如何彦衛門、大坂ニテ七日ニハ我旗何方ニ立タルヤト、忠孝承茶白山ノ東方大坂ヨリ北ニ立候ト申上ル、否々何方ニ立シヤ不見掛ト仰ケル、忠孝ソレハ殿ノ持病ノ臆病眼發リ候ハン、立タルハ實正也ト申、公御氣色損シ、推參成ト御腰物ニ御手ヲ掛玉、既ニ危ク見ケルニ、忠孝少モ不恐、我ハ御譜代成ハ、切度ハ切膾ニ成トモ御心次第、命ハ生落ヨリ進置タリ、何ト怒玉テモ、臆病眼ハ實正也ト申上ル、公ハ憎キ悴ト乍御立腹、御輿ニ召、御氣色散々ニテ御發駕也、公御仁政ニ、其後何ノ事モナク奉仕長命ニテ、大猷公御代迄大口ヲキ、送リケリ、

〔老將座談〕

八〇朝野舊聞哀稿 八百十二所收

大坂御陣の前、神君仰々るを、久しく合戦

大久保彦左衛門ノ辨ズイテ

をし、一度の合戦小負たら、二の目よてたかへす事ハ成まし、能者を先よ置となり、兎角一戦の勝負たるへしと思召あり、御歸陣の時、鎧奉行大久保彦左衛門は仰々るハ、今度の一戦は鎧のたかやう悪うりなると云ま、彦左衛門申ハ、殿ハいやく小御座ありたるも知れざる故、鎧を持せざるへき様もあらずとあり、神君御無興よ、御脇差よ手をおかけ給ふとあり、彦左衛門度々此高名あまとも、右之通の大口よ、遂に立身あかりとあり、

横田尹松

〔落穂雜談一言集〕

八十

横田甚右衛門大坂夏御陣御目付役よ有るる、

如何被致なるふや、或朝寐すれ、陣場御見分の間、合不申、跡より被參候、同役中、是ハいりなる遅參よと咎め被申々れハ、されハ今朝濱手の方心無元順見いさし候故と被答、皆々尤の事とて濟々る、扱御歸陣後、諸旗本武功御吟味之節、横田も吟味立合の役人なりたる、其時よ至り御斷被申候ハ、私儀、御陣場いつ幾日の朝勞役仕、寐すれ候得とも、其節右之躰可申様無之、偽置申候、今日ハ大功の諸士の武功吟味の事、候得を、かゝる不心得なる心ふく吟味可仕様無之候、御免被下候へと被申上、上意よハ、其心故吟

久米武兵衛

味の役被仰付、早々罷出、評判仕候得との事、難有仕合、逆被出たり、

〔勇士物語一言集〕

四 閑居シテマタ出仕セザリシコトニ係ル、新四郎果

より子共召出され、御念比あされたる名をば久米清吉といひ侍る、をくれさる氣逸物ふ、家康公御意ふ入、異名清力と御よひあさまける、後み武兵衛といひし是なり、大坂陣乃時、御使番勤侍りきる、七月乃味方崩、五の字此指物ふ、味方を乘、はり、高所よ乘あかり見物してお侍しを、逃さるもの、御僉儀此時あるもの逃、りと申上る、さるより御僉儀深して、諸人よ武兵衛事御尋れされたる、小高所に乗上おさりしを見、おれものおほく、くれあけま、武兵衛よれおて逃さるよしいつまも申上ける、家康公御意よば、たとひ旗本皆逃とも、武兵衛はうりの逃もの、おてなれものをと仰有り、其後逃さるもの、御僉儀もやゝあるよ、有難事れり、此武兵衛は、咄此多者れり、まがま、のゝ振舞て一代小身ふ、果たり、

○家康、旗奉行庄田安信ノ戦功ヲ賞スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔古文書〕

庄田 記録御用所本 庄田三太夫安次拜領、同五六郎安福書上、

東照宮御書

今度大坂ニおわれら旗之事頼候處、其方存念之通、兩年相勤候様子神妙之事とも、猶りれら心根本多物うたり可致候、以上、

六月十日

いへ康

庄田三太夫との

〔寛政重修諸家譜〕

五百五 庄田安信五六郎、慶長十九年大坂御陣乃と

に供奉し、御旗奉行をつとむ、元和元年ふと、ひ大坂乃役おこるのど、此事茂勤め、六月十日、兩度の御陣御旗乃指麾よろしき、茂得さるむ、御書、茂下さる、

秀忠、鱸魚ヲ家康ニ獻ズ、

〔駿府記〕

閏六月十七日、永井信濃守尙政爲御使、自伏見參上、被進大鱸一箇、

仍、調御膳云々、

十八日、癸亥、幕府、近江長濱城主内藤信正ヲ攝津高槻城ニ移ス、

〔續武家補任〕

十一位下 内藤藤原信正 元和元年閏六月十八日、移攝州

高槻城、

〔御當家記年録〕

四 七月是月、内藤紀伊守信政、改江州長濱領知、賜攝州高

元和元年閏六月十九日

槻城四万石無加増

〔寛政重修諸家譜〕

八百 内藤信正紀伊守

○上略、元和元年大坂ノ役ニ尼崎城守衛ヲ命ゼラル、コトニ

ル、閏六月十八日、城地をあらたえて、攝津國芥川太田のうちにつされ、高槻城に住せ、

○長濱ノ地ヲ井伊直孝ニ加賜スルコト、本月十九日ノ條所收駿府記ニ見エタリ、參看スベシ、

十九日、甲子松平忠直、伊達政宗、前田利常ヲ參議ニ、井伊直孝ヲ侍從ニ任ジ、藤堂高虎、松平定勝ヲ從四位下ニ敍ス、

〔公卿補任〕

二十五

參議從四位下源忠直後六月十九日任、左中將如元、

同政宗後六月十日任、

同利光後六月十日任、

〔武家補任〕

○德川慶長廿年

從五位下井伊掃部頭侍從藤直孝閏六月十日任、

〔續武家補任〕

參議三位 松平源忠直 元和元年閏六月十九日、參議從三

位兼左中將、

中納言

前田菅原利常初利光、 元和元年閏六月十九日、參議正四位下、

伊達藤原政宗 元和元年閏六月十九日、參議正四位下、

四位中將

井伊藤原直孝 元和元年閏六月十九日、從四位下侍從、

〔駿府記〕

閏六月十八日、井伊掃部助出御前、本多上野介言上申云、掃部助者

以將軍家御誼、一昨日被任侍從、仍爲御禮參上云々、仍下坂所練再燒刀賜掃

部助云々、於大坂軍功拔群之故、於佐和山近邊長濱領五万石御加増又金銀

分銅拜領、今又官位昇進云々、出御前殿、諸士各御目見、○家康、大坂城中ノ燒

ノコト、本月十六日、

十九日、松平隱岐守、松平陸奥守、藤堂和泉守出仕、越前少將殿松平筑前守同

被任宰相、依今度軍功也、右之内藤堂和泉守者敍四品云々、

廿日、越前宰相殿御禮宰相補任之御禮也、陪臣本多次郎大夫任諸大夫飛驒

守、松平陸奥守、松平筑前守、藤堂和泉守御禮、皆官位昇進之御禮言上云々、

元和元年閏六月十九日

家康井伊
直孝ニ燒
刀ヲ賜フ
井伊直孝
長濱領加
賜

元和元年閏六月十九日

三八〇

〔寛政重修諸家譜〕

七百六十二

伊達政宗陸奥守

元和元年閏六月十九日、參議

にす、み、正四位下に昇り、略下

〔伊達政宗記録事蹟考記〕

三十二

慶長日記 慶長二十年

壬六月廿一日、公方様御參内御供之衆、今度忠節御感被成候由ニ有、官位被仰付、政宗被任宰相、加賀之家中横山山城本多佐渡守諸大夫被仰付、御供之衆の中本多伊勢守、神尾宮内、成瀬伊豆守、戸田采女、九藤伊勢守、記録拔書六

閏六月十九日、政宗儀、今度大坂軍功被仰立、正四位下宰相ニ被仰出候此前者四位之少將ニ有之候、

廿日、政宗儀、昨日官位被仰出候、爲御禮登城御目見仕候、兩御所様に御目見仕候哉不詳候、

〔伊達山治家記録〕

五十二

閏六月十九日甲子、公今度大坂御軍功ノ賞トシ

テ、正四位下に敍セラレ、參議ニ任セラル、口宣案左ニ載ス、御敍位ノ口宣案

口 宣案

伊達政宗
敍任口宣案

上卿 中御門大納言宣

慶長廿年後六月十九日 宣旨

右近衛權少將藤原政宗朝臣

(宣方) 宣任 參議

藏人頭右中辨藤原業光 奉

〔寛政重修諸家譜〕

七百六十六

井伊直孝掃部頭

元和元年閏六月十九日、從四位

下に昇り、侍從下、

〔井伊年譜〕

亨

台廟加封久昌公子五万石、敍從四位下侍從、

此日松平筑前利常參議、家來本多安房政重、横山山城長知從五下、松平陸奥正宗三木、井伊直孝侍從、淺野但馬長晟從四下、藤堂和泉高虎從四下、勢州五万石加増、

按家忠日記ニ、閏五月十九日、侍從ニ任せらる、玉露叢同考ニ、御判物五月ニ出ル侍從トあり、

〔寛政重修諸家譜〕

百九

藤堂高虎和泉守

元和元年閏六月十九日、從四位下

に敍せらる、略下

元和元年閏六月十九日

元和元年閏六月十九日

〔高山公實錄〕

九十

同き

閏六月十九日

公虎

高從四位下

三

先鋒錄 閏六月十九日、今度戰功の御勸賞として、和泉守儀、從四位下より被敘候事、謹按、混雜錄

前田利常

〔寛政重修諸家譜〕

千一百三

前田利常

閏六月十九日、參議

〔加賀藩歷譜〕

本記三

微妙公

利

閏六月十九日

參議

是令

前田氏家
臣本多安房
守横山

度ノ御軍功ニ依テ也、或曰、六月廿八日トス、今、此時臣本多安房政重、横山山城長知、兩入敘爵、政重安房守ニ拜シ、長知山城守ニ拜ス、一説、兩入敘爵、元和三年九月六日トシ、或、寛永三年、公中納言ニ任セラレ時ト

〔越登賀三州志〕

十六所

閏六月十九日

駿府記

松榮

記事

武家補任

皆

日、非公、利參議ヲ拜ス、此時本多政重、拜安房守、横山山城守、但シ松也、シカ、合徳公武藏守ト稱スルニハ、紋爵前武藏ト云ト改ムテアリ、話見ユ、然レトモ山城家譜ニハ、紋爵前武藏ト云ト改ムテアリ、

松平忠直

〔松平家譜〕

二世西巖公

元和元年乙卯

公二十有一歲

閏六月十九日、公忠直、從三位ニ敘シ、參議ニ任シ、左近衛權中將ヲ兼ヌ、二十日、官位昇進ノ御禮、是日本多丹下重、從五位下ニ敘シ、飛騨守ニ任ス、

松平定勝

〔松山叢談〕

一

宗源院殿定勝公

閏六月十九日

於伏見

被敘從四位下

某家記

諸大名諸士敘任

〔譜牒餘錄後編〕

十八

御書院番

二番本多備前守組

曾祖母

あちや

後

阿茶局ノ
城中へ使
者ノ功ヲ
賞シテ其
孫ノ尾猪
之助ノ敘
任ノ家來
三宅清右
衛門中衛
ノ賞與

〔寛政重修諸家譜〕

九百四

成瀬之成

藤藏

元和元年閏六月二十一日

御

〔寛政重修諸家譜〕

二百六

池田長幸

次衛

衛

衛

長常童名

元和元年閏六月十九日

元和元年閏六月十九日

三八四

池田長幸

長幸 乙巳年、○元和 從五位下備中守に敘任し、○下

同長常

長常 元和元年、從五位下出雲守に敘任し、○下

本多忠利

〔寛政重修諸家譜〕 六一九 本多忠利伊勢守 六月、從五位下、(調配)に敘任し、○下

安藤重長

〔寛政重修諸家譜〕 一四〇 安藤重長勝藏式部 閏六月十九日、從五位下伊勢守に敘任し、○下

本多成重

〔寛政重修諸家譜〕 一七〇 本多成重 丹下、閏六月十九日、從五位下飛騨守に敘任し、○下

守に敘任し、ときり御手ゆりら國光乃御刀拔よひ三吉野と號せし茶壺拔ままふ、まゝ台徳院殿にもめさまゝ、大坂戰場乃ことゝもたつ手させまふ、

〔寛政重修諸家譜〕 一六八 本多忠義右兵衛千代 閏六月十九日、從五位下能登守に敘任し、

酒井直次

〔寛政重修諸家譜〕 一六〇 酒井直次 右近、元和元年六月十九日、從五位下右近大夫に敘任し、○下

〔續武家補任〕 一四四 池田源長幸左衛門次 元和元年閏六月十九日、備中守從五位下、

土岐持益

池田源長常猿 元和元年閏六月十九日、出雲守從五位下、

〔参考〕

〔能之留帳〕 二 閏六月廿六日、藤堂和泉殿御出よて興行、本田美濃殿父子

四人、生駒讚岐殿、鈴木久右衛門殿、此衆も御出候、

藤堂高虎
下間少進
ヲ訪ヒ能
興行

矢卓鴨 喜之介

清經 左京

芭蕉 喜之介

杲月 源五

玉鬘 左京

小袖曾我 源五時宗 源七

蟹 喜之介

山優婆 法(下間) 印大助 小長右衛門

元和元年閏六月十九日

三八五

鷓鴣羽

御閑

二十一日、丙寅將軍秀忠參内ス、マタ院御所ニ參ズ、

〔土御門泰重卿記〕

一 閏六月十九日、晴天、禁中甲子之故召候也、則廿一日

之參内御用意ニ御取置、予も御手代仕候也、晚ニハ出御、種々御雜談アリ、
廿日、晴天、從一條殿御書頂戴申候へ共、内參之用意にて不致、社候、晚小雨灑也、

秀忠獻上
院參

廿一日、晴天、將軍從伏見藥院迄肩輿よて御出候、施藥院裝束着給候、予、山科冷泉、早旦藥院相詰居、衣冠以後御身固仕候、從將軍先罷歸、又御迎ニ出向申候、禁中へ銀子千枚綿五十把、昵近衆御前よて御盃給候、予計家君留守也、他家ハ廣橋三人、西三條日野父、六條飛鳥井父子、冷泉父子、柳原、山科父子也、右衛門佐也、此外雖内々一人も不罷成候、院御所へも御參同前、大名衆内院トモニ御供奉也、御盃アリ、

〔言緒卿記〕

閏六月十九日甲子、天晴、廿一日ニ參内也、陪膳ニ可參之由被仰出了、

廿一日丙寅、天晴、大樹御參内也、御裝束施藥院ニテ被成、衣文ニ、冷泉中納言

諸大名陪

爲滿 予兩人參、天下諸大名御供也、昵近衆唐門外ニ立迎、諸公家者唐門内ニ

秀忠院參

テ被待、御マリ興ニ被乘、長橋局ヨリ御參也、御太刀吉良侍從御クツ飛鳥井少將御前ニテ三獻、予陪膳申、御通武家御酌也、被參衆廣橋大納言、三條大納言、日野大納言、六條中納言、飛鳥井中納言、鳥丸中納言、廣橋中納言、冷泉中納言、日野宰相兼賢朝臣、業光朝臣、予、永慶朝臣、雅胤朝臣、爲頼、光賢、泰重、言總等也、次長橋局ニテ二獻アリ、陪膳予、尾張宰相、駿河宰相、陪膳ハ雅胤朝臣、嗣貞兩人也、禁中へ御進物銀子千枚綿等也、院參アリ、諸大明御供也、二獻アリ、仙洞御陪膳大弼也、武家ノ陪膳予也、尾張宰相、駿河宰相迄ハ院御酌也、諸大明ニハ院御杯被下、御通ニ昵近衆參、三條大納言、冷泉中納言、予、永慶朝臣、爲頼、泰重、言總等也、諸公家被參、御通ニ可出由被申人アリ、雖然昵近外御通ニ被參例無之由、予申止者也、萬無案内故、種々事被申衆アリ、言語道斷事等也、施藥院兩傳奏、院御使被參御對面也、其以後御裝束メシカヘラル、予、冷中、ソレヨリ罷歸、予院參申、珍重之由申入了、

〔孝亮宿禰日記〕

四 閏六月廿一日丙寅、晴、補藏人忠利依召參内、今日將

軍御參内也、白銀千枚、諸大名御禮召具云々、將軍御院參、白銀三百枚、綿三百把、進上之云々、

先例ヲ知
種々ノ議
ヲ建ツル
モノアリ

院へ獻上
物

〔義演准后日記〕^{九十} 閏六月廿一日、將軍御參内云々、
 〔梵舜日記〕^{九十} 閏六月廿一日丙寅天晴、江戸將軍様御參内、諸大名進官位
 之由也、則御扈從之由也、

陪從ノ大名衆

〔駿府記〕 閏六月廿一日、將軍家御參内、辰刻渡御施藥院、宗伯法印獻御膳、宰
 相殿、中將殿同入御、黄金十枚、帷子十領、賜藥院、將軍家御裝束御輿、巳刻參内、
 銀千枚被獻之、御供奉尾張宰相殿、遠江中將殿、越前宰相殿、大崎宰相殿、井伊
 侍從藤堂和泉守、吉良侍從義彌、御劔役酒井左衛門尉家次、酒井雅樂頭忠世、
 土井大炊助利勝、安藤對馬守重政、本多出羽守（正勝）、同大隅守（忠勝）、青山伯耆
 守忠勝、内藤若狹守（清次）、水野監物忠元、井上主計助正就、酒井下總守（忠正）、鳥
 井讚岐守（忠勝）、神尾刑部少輔守世、青山大藏少輔幸成、松平下總守清正、本多
 美濃守（忠政）、戸田左門（兵衛）、午下刻院參、銀三百枚、綿五百把被進、銀百枚、綿三
 百把被進、女院、女御進物同上、御參内以前、廣橋大納言（兼）、三條大納言（西）
 實參上、阿野大弼實顯、爲院使參上云々、飛鳥井（庸）、冷泉（満）、爲六條（廣）、有鳥丸
 中納言（廣）、光廣橋辨（光）、山科（總）、言難波、鳥丸辨（賢）、以下、各參上、而則爲御供、
 衆、（近）、公家、未刻還御、從藥院内々、可有渡御二條歟之由、併直于伏見還御云々、

二條城ニ抵ラズニ伏見ニ還ル

○駿府政事録ニ、コノ次ニ、大御所被遣、本多上野介直、可有渡御于二條歟、可
 有還御于伏見、可爲將軍家御隨意云々、今日已及晚景、一兩日之間、須可渡御、
 于二條之由、鳥丸被通還御于伏見云々、本多佐渡守、
 者於二條雖奉待之、還御之由、則飯伏見云々、トアリ、
 廿二日、兩傳奏于二條御所參上、被謝申云、昨日將軍家御參内之夏、其外公家
 衆多伺候、

〔寬政重修諸家譜〕^{一五} 松平忠明（初）、清守（下）、閏六月二十一日、台徳院殿御

參内乃とき供奉し、略下

〔寬政重修諸家譜〕^{一七} 土井利勝（大）、炊助（下）、閏六月二十一日、台徳院殿御

參内乃とき前驅し、略下

〔寬政重修諸家譜〕^{一六} 本多忠政（美）、濃守（下）、閏六月二十一日、台徳院殿御

參内乃ときまゝひたぐまのり、略下

〔寬政重修諸家譜〕^{一七} 青山忠俊（伯）、書守（下）、閏六月二十一日、台徳院殿御

參内の供奉をたむ、略下

〔寬政重修諸家譜〕^{一六} 井伊直孝（掃）、部頭（下）、閏六月二十一日、台徳院殿御參

内此とき供奉し、略下

〔寬政重修諸家譜〕^{一八} 内藤清次（若）、狹守（下）、其の年、台徳院殿御上洛了扈從

元和元年閏六月二十一日

し閏六月二十一日、御參内乃供奉茂つとむ、○下

〔寛政重修諸家譜〕百九 藤堂高虎和泉守 閏六月二十一日、台徳院殿御參内

乃時、御供に列し、○下

〔寛政重修諸家譜〕九百 戸田氏鐵左門、(關原方) 六月二十一日、台徳院殿御參内

乃供奉を勤む、○下

〔前田家譜〕三 利常○中 閏六月廿一日、利常、大將軍ニ從フテ入朝ス、

〔松平家譜〕二 二世西巖公○忠 閏六月二十一日、公將軍ニ從テ入朝

ス、

〔伊達政宗記録事蹟考記〕三十一

記録拔書六

伊達政宗

閏六月廿一日、台徳院様御參内、政宗供奉仕候、

〔不揚録〕三 豊烈公○水野年譜

卯乙元和元年、公四十歳、(關原方) 六月廿一日、大將軍ノ御參内ノ御供シタマフ、

〔橘窓自語〕四 烏丸施藥院ハ、御當家御參内此時の御裝束所なり、駿府御

政事録慶長二十年閏六月廿一日、將軍家御參内、辰刻渡御于施藥院、獻御膳

水野忠元
徳川氏參
内ノ時ノ
裝束所施
藥院

藤堂高虎

戸田氏鐵

前田利常

松平忠直

家久在京
ニヨリテ
義弘ノ上
洛ヲ免ゼ
ラル

南蠻菓子

中略、御裝束已刻御參内とミえて、いゝる、關東御使及關老京(宇ガ)戸なと參内の時、
施藥院にて裝束をつけらるゝ事也、

二十二日、卯、家康、本朝文粹ヲ獻ズ、

〔駿府記〕 閏六月廿二日、○上略、兩傳奏ニ條城ニ抵メタルコ、本朝文粹一部、以兩

傳奏被進内裡、

○本朝文粹書寫完成ノコト、本月九日ニ其條アリ、參看スベシ、

島津義弘、物ヲ家康ニ獻ズ、

〔駿府記〕 閏六月廿二日、嶋津兵庫頭使者參上、獻段子十卷、陸奥守久○家在京

故兵庫頭上洛之亥預御免條、忝由言上、則陸奥守御目見、

〔譜牒餘録〕九 松平大隅守三

權現様御内書

爲音信段子三十石、并南蠻菓子四壺遠路到來祝着候、尙本多上野介可申候也、

元和元年

七月廿三日

御印

元和元年閏六月二十二日

(推新)
意眞

○島津義弘物ヲ秀忠ニ獻ズルコト、七月二日ニ其條アリ、參看スベシ、
二十三日、成二條城ニ眞言宗ノ論義アリ、

高野宗論

〔駿府記〕 閏六月廿三日、眞言論議題、十惡同時斷歎、漸々斷歎、講師遍明院也、

寶性院、无量壽院、如意輪寺、性智院、金剛三昧院、多聞院、庵室、北室院、釋迦門院、

〔高野春秋〕 四十 閏六月廿三日、御前論議、題十惡同時斷否之夏、釋迦文院、講師遍明院、覺雄云々、高室院、

伊達政宗、冷泉定家自筆ノ古今和歌集ヲ家康ニ獻ゼントス、家康之ヲ辭ス、

〔駿府記〕 閏六月廿三日、今日政宗持參定家自筆古今集、○駿府政事錄ニハ、此間ニ俊成女自筆、

古今集トアリ、被備御覽、召冷泉中納言爲滿、令見給、政宗以日野唯心言上云、於御意入者、進上申度由、再往被申之、雖然陸奥守可爲翫弄之慰之、由被仰、令返之給云々、

〔伊達政宗記録事蹟考記〕 二十

記録拔書六

閏六月廿三日、政宗定家自筆古今集并俊成女自筆古今集持參仕、權現様

定家ト俊成女兩筆

に懸御目ニ候處、冷泉爲滿へ爲御目、被遊候、政宗、日野唯心を以、入御意候ハ、(脱)御説ニ多不被召上候由、駿府政事錄ニ見へ申候、手前ニ多ハ不奉存

候、定家筆古今、定家俊成女兩筆之古今、政宗代より于今所持仕候、俊成女筆古今と有之候者、兩筆之義よて可有御坐候、

〔伊達山治家記録〕 二十 五月廿八日甲戌、酒井左衛門尉殿家次ヨリ書狀

ヲ以テ、定家卿墨蹟ノ事御内意仰進セラル、因テ御返書進セラル、定家卿墨蹟ノ事御内意辱ク思召サル、左様ノ物一ツ二ツ御所持アリトイヘトモ、御國ニ置キ玉フ旨著サル、

閏六月廿三日戊辰、公二條へ御登城、定家卿自筆ノ古今集、并ニ俊成卿女邊

尼自筆ノ古今集御持參、大神君ノ上覽ニ入ラル、因テ冷泉中納言爲滿卿へ見セ玉フト云云、公ヨリ日野大納言輝資卿入道殿唯心ヲ以テ、大神君ノ御意ニ入り玉フニ於テハ、献上セラルヘキ旨仰上ラル所ニ、秘藏タルヘキ由御説アリテ召上ラレス、

右駿府政事錄ニ見ヘタリ、定家卿自筆ノ古今集并ニ定家卿ト越邊尼兩筆ノ古今集、今ニ於テ當家ニ有リ、俊成女自筆ノ古今ハ、兩筆ノ古今ノ事

元和元年閏六月二十五日

三九四

ナルヘシ、今度右ノ古今集御所望ニ就テ上覽ニ入ラルニヤ、去ル五月廿八日、酒井左衛門尉殿ヨリ、定家墨蹟ノ事御内意アリ、其後如何様ニ仰出サレ上覽ニ備ヘ玉フヤ、様子不知、

○伊達伯爵舊藏ニ、古今和歌集一部、傳ヘテ俊成ノ女越邊尼、并ニ定家ノ筆トイヘルモノアリ、東常縁之ヲ宗順房ニ受ケ、後轉々シテ、近ク大正五年迄ハ、伊達家ニ襲藏セラレタリ、本條イフ所ノ古今和歌集ハ、蓋シ是ナラン、其來歴ニツイテハ、尙、文明四年六月十七日、東常縁之ヲ宗順房ヨリ附與セラレシ條ヲ參看スベシ、

二十五日、庚午幕府、大和宇陀城主福島高晴ノ所領ヲ沒收シ、其居城ヲ破却セシム、

小堀政一
中坊秀政
宇陀城ヲ破却
奉行事

〔駿府記〕 閏六月廿五日、今日大和宇多郡福島掃部城可破却由被仰出、小堀遠江守正一、中坊左近秀政□□奉之云々、

〔廢絶録〕 元和元年

三万石

閏六月廿五日、家臣ノ訴ニヨリ改易

福島掃部頭正頼

改易ノ理由

或書ニ、元和元年六月下旬、正頼家來目安ヲ差上砌ニ、不届雖被思召、依爲正則弟、其罪科被免所、去年犯御掟、重々依不届、領知悉ク召上之旨被仰出、配所ニ趣ク、

〔斷家譜〕

十二 藤原 福島 本國 尾張 紋澤 瀧 五七桐

市兵衛 正信二男

高晴 福島助六郎 掃部頭

母秀吉公伯母妻村井長門守號春軒貞勝女、生尾張國海東郡花正庄二寺邑、仕豐臣秀吉公、於豫州賜五千石、文祿三年甲午賜一万石、尾州智多郡十萬石郡代、慶長五年庚子關ヶ原役、與氏家内膳正相戰、内膳正敗軍、直乘取勢州桑名城、依之御書三通拜領今日下新於和州宇多城、賜三萬石、同十九年甲寅、於駿府御城大手前家臣等有不調法、達上聞閉門、翌卯年改易、勢州山田蟄居、寬永十年癸酉九月廿五日沒葬、勢州山田正法寺、法名福昌院道牛、

高經岩松後修理、母村井長門守貞勝女妻村井清次郎□□女、寬永十七年庚辰、於勢州山田而、弟高廣相俱斬殺、寺田將監、同五月八日切腹、葬正法寺、法

元和元年閏六月二十五日

三九五

元和元年閏六月二十五日

名傑岩道英

女子 久留島信濃守康親妻、母久留島右衛門大夫女

女子 五條中納言爲適御妻

高廣衛門左 兄同切腹

女子 西本願寺院家佛照寺□□妻

女子 藤堂石見雅久妻

〔寛政重修諸家譜〕

千四百三十九

福島

助市正胤ウと記、罪ウりウぬりて家を也

高晴 初正頼、助六郎、掃部頭、從五位下

高經 岩松、修理

高廣衛門左 兄と同時ニ切腹也

女子 久留島信濃守康親ノ室

女子 五條中納言爲適ノ室

女子 西本願寺此佛照寺某ノ妻

女子 藤堂和泉守家臣藤堂石見雅久ノ妻

某助六、寛文三年七月二十日、されニ罪カうぬりしニ去キある此ト去キ

高晴ノ履

赦免あり

忠政 初忠良、助六郎

高晴 福島市兵衛正信ノ二男、母老豊臣太閤秀吉此伯母木下氏、天正元年

尾張國海東郡花正庄ニ生ル、此ち豊臣太閤ニつクへ、伊豫國のウちニを

いハ五千石をたぬひ、犬山九州小田原朝鮮等此役ヲ供奉し、軍功をあら

えず、文祿三年、伊豫國桑名郡長島城をたぬハり、一万石を領し、尾張國智

多郡十萬石を支配也、慶長五年、東照宮、上杉景勝御征伐のとき、兄左衛門

大夫正則と、もに去リつひたてまつり、下野國小山ニいタふと記ス石

田三成等謀反此きこえあふにより、台旆を西にめぐらさぬ、よりて高晴

を御先ニ拔リうきぬるハりて、所領伊勢國にかへテ、八月八日、井伊兵部少輔

直政を御先勢とし、あつクいさる、此あひた、諸事直政ニ申ス手ニ去リ

かふるし、かつ證人此こと領掌よろクいさる、此あひた、また御書をなスふノち

終、二十三日、米津清右衛門某を下シふニよリ、また御書をなスふノち

桑名此城主氏家内膳正某、三成ノくニし、近國の諸將と戦ふ、高晴、山岡道

阿彌と示しテ、桑名城をせむ、氏家敗北シ、城を退去せ、よりて殘兵

元和元年閏六月二十五日

元和元年閏六月二十五日

三九八

改易ノ理
由

を撃取、村越茂助直吉ををに注進さる此と云後、九月十一日、云を賞
せらま、御書を下さ、關原の役に、逆徒伏誅の、ち、封地をあらため加恩
あり、大和國宇多城をたゐり、三万石を領せ、十九年、高晴が家臣訴ふ
む多あり、東照宮小目安茂さ、く、云と兩度に及ひしかと、兄正則が
舊功をねら、めし、糺明の沙汰にをよほさ、云しに、高晴わさくしに駿
府をい、か、此をのめし捕し、云と、町奉行彦坂九兵衛光正より言上
さしか、高晴さき、駿府城大手にをい、かのものをめしと、下馬騷
動に及ひ、云と、越度のい、せり、云と、て閉門さ、めら、後、元和元年、所領
を沒收せら、伊勢國山田小鬻居を、寛永十年九月二十五日死、室老村
井長門守貞勝の女、繼室、久留島右衛門大夫通康の女、
高經 父と、もに伊勢國山田小住を、寛永十七年、處士寺田將監某と爭論
し、弟高廣と、も、小寺田を殺害し、腹切、死、
忠政 母老村井清次郎某の女、天和三年六月二十九日、め、か、る、さ、き、八月
二十二日、め、て常憲院殿、小拜謁し、十月二十五日、廩米五百俵を、たま
はり寄合、し、列せ、元祿十年七月二十六日、廩米を、あらため、下野國那須郡

のうちをいて、采地をたぬふ、十一年五月十四日死、法名宗參、麻布此

吸江寺に葬、のち代々葬地とせ、妻老島山與兵衛某の女、

〔寛政重修諸家譜〕

千二 小堀政一 遠江守 云乃年、元和 福島掃部頭正頼

の所領を沒收せら、云、によ、仰をうき、ま、はりて、大和國宇多に赴く、

○福島高晴、奈良金藏院ト事ヲ争ヒ、會、金藏院某ノ殺サル、モノアリ
シヲ、寺僧高晴ノ所爲トナシ、幕府ニ訴ヘシコト、慶長十年四月十八日
ニ、高晴恣ニ人ヲ駿府ニ捕縛シ、鬻居ヲ命ゼラレシコト、同十九年七月
十九日ニ、各、其條アリ、參看スベシ、

〔参考〕

〔鹽尻〕

二十 福島左衛門太夫正則の弟掃部助正頼とて有し、勢州長島石一

を領せり、後、和州宇多へ移る、三万石、然る、罪ありて領を放さ、勢州山
田小住せられし、を、比丘尼の、寮、金、を、借りて、と、や、く、あり、が、偽、金、
多上野介正純の浪人寺田勘兵衛といふ者あり、其子伊勢よ來り、間の山よ
て、掃部介の男二人と喧嘩し、福島兄弟を切殺せし、と、も、疵、數、多、蒙、り、し、
ハ、所、の、者、捕、へ、奉、行、へ、か、く、と、告、奉、行、花、房、志、摩、守、ハ、福、島、正、則、と、友、と、し、よ、

元和元年閏六月二十五日

三九九

比丘尼ノ
寮ト借金ノ
争
高晴ノ子
伊勢正純
本家臣
田勘兵衛

元和元年閏六月二十五日

四〇〇

りし故、寺田喧嘩の仕方宜らさりしとて、切腹せしめて事済まなり、近
き頃掃部介裔とて幕下へ召出されし福島助六ハ、彼寺田よ討まじ兄弟の
内兄の孫とや聞へし、福島兄弟名不知、可尋

〔十竹齋筆記〕

三 正則弟

福島掃部ハ、元伊勢長島壹万石關原ノ功ヲ賞シテ、和州

宇多三萬石ヲ領ス、作法惡ユヘ改易、大富家ユヘ、伊勢山田ニ居、二子修理、十
左衛門アリ、本多上野介家老寺田將監モ浪人ニテ山田ニ住ス、十左衛門將
監カ藪ニ小鳥ノアルヲサシテ、以ノ外藪ヲアラスス^(ユカ)、將監立出、何者ソト
云聲ヲ聞、十左衛門去跡ニテ福島十左衛門ジャナト云ケルヲ、十左衛門幽
カニ聞テ奇怪ニ思ヒ、或時十左衛門兄弟カブキ見ニ往シカ、將監カ棧敷ニ
居タルヲ見テ、二カイヘ上ルハ、子ノ際ニハダカリ居テ、通レハサワルヤ
ウニ居ケルカ、案ノ如ク將監通リシカ、十左衛門後ロニテ、少御免アレトテ、
袖カニ少サワリケレハ、將監カヤルマイトテ切カ、ル、將監創モ不負シカ、
將監カ小性十左衛門ヲ切、修理是ヲミテ、將監ヲモ小性ヲモ切殺其所山田
ノ正法寺ニテ兄弟ナカラ切腹ス、掃部ハ此前ニ死ス、今五百石ニテ召出サ
レシ助六ハ、此修理カ子ナリ、

〔大和志料〕

十八 城壘

宇陀郡

秋山城

宇陀町ノ東北ニアリ、秋山氏之ニ據

ル、○中 秋山氏亡ヒテ後チ、豊臣秀長ノ臣福島掃部宇陀郡ヲ領シヨ、ニ居
ル、

〔足代 丙午雜纂〕

弘訓 福島正頼朝臣の屋敷

正頼朝臣伊勢の國に配流の後住れたる屋敷ハ、奥西河原よて、龜田内記宅
の西檜垣治部の家の向なり、四五十年已前までは、築地のことなとも残り
たり、今に正頼のうゑられといふ葦あり、攝社再興記、寛文三年五月二日
大司精長朝臣より御奉行八木宗直宿禰へ進呈の勘文に、

一 高河原社 坐沼木郷山田村月讀宮東

是ハ只今福島助六殿居住の屋敷のそつれの藪の内に御座候、猶社の跡
少シ御座候、然共人の屋敷内へ致推參、其所改申事も如何に御座候間、何
とそ御公儀より被加御詞、月讀宮より件の所へ道筋を付、藪の内へ社立
申度事ニ御座候御事、

右ハ今藪の世古にある西河原山神をいふ也、此所福島氏の園中にて、勘文
の通にも出来かたきによりて、高河原社を月讀宮地の中に再興せられた

元和元年閏六月二十五日

四〇一

高晴ノ墓
地

高晴ノ菩
提寺

高晴一族
ノ過去帳

元和元年閏六月二十五日

るなり、

福島正頼朝臣の墓地

正頼朝臣の墓地ハ、後野町の西走下より越坂へ通行の道の東側にあり、碑面に福昌院殿前洒掃鐵叟道牛大居士墓とあり、先年ハ正しく界ありて、前面と左右にこれに屬したる石碑あまたありしに、近年ハ界もしどけなくなり、石碑も散失せり、

福島正頼朝臣の御師同吊寺(用字同シ)

正頼朝臣の御師ハ、押世古豊田椿叟氏也、吊寺ハ二俣正法寺也、先年百年忌の節豊田椿叟氏より布施物を贈り、正法寺にて法事を行ひたりといへり、正法寺過去帳

弘化三年丙午春齋藤永孝、正法寺過去帳にて、正頼朝臣の親族とれをしき人々をぬき出きされり、則左にしるす、

福島掃部頭
掃部頭息 福島修理
福島修理
同修理舎弟 重左衛門
福島掃部頭
福島修理
同修理舎弟 重左衛門

寺田將監
ノ由緒

寛文六丙午五月十二日
昂心院蓮室亭薫大姉
寛永二乙丑十月廿一日
梅林宗春大禪定門
寛文八戊申正月六日
雄峯紹典大禪定門
元禄十一戊寅五月十四日
保福院玄室宗參居士
明暦三丁酉三月二日
花陰玄桃大禪定門
萬治三庚子十一月二十五日
玉泉院殿宮譽法月大姉
同年同月廿一日
長球院殿永嶽慶壽大姉
延寶六戊午七月廿八日
豐善院殿正雲慧喬大姉
元禄十六未十二月
見壽院關提祖透大姉
寛文八戊申十月十五日
心雪祖白居士

寺田氏の事

寺田勘兵衛の息將監はもと多氣北畠氏の臣下也、北畠氏絶たる後、本多上野介につかへ、本多家も又絶たるによりて、浪人して、伊勢山田に居られたり、宅地は川崎世古の内八幡世古といふ所にて、かの所の八幡は、寺田の勸請也といふ、西世古中西平左衛門家の妻は、寺田の息女にて、福島を刃傷の

元和元年閏六月二十五日

同重左衛門
同掃部頭子
同新左衛門舎弟
同修理男
同九郎左衛門子
同助六郎家老
同久間平右衛門

元和元年閏六月二十五日

四〇四

時、助力のため長刀を持ってたち出たる、その長刀今に中西氏にあるよくな
り、天神の上中西氏の墓地に、寺田氏の石碑あり、

心光專誠 寛永十七庚辰五月七日

西月淨運 寛永十七庚辰五月七日

以上中西左衛門興之の語る所あり、又越坂盛廣院過去帳にも、

心光專誠菴主 寺田將監討死 五月七日

西月淨運 寺田將監討死 五月七日

右のことくみえたり、

家康、天台宗ノ論義ヲ聽ク、マタ、南光坊天海ヨリ天台法門ノ傳授ヲ受ク、

〔駿府記〕 閏六月十九日、天台論議内々可有之處、今日僧徒歸山之由、南光坊

僧正言上、仍延引、

廿五日、天台論議、題戒定惠三學備テ即身成佛歟、戒法ハカリニテ成佛歟、講
師實報坊精義惠心院、略○中 天台法問傳授南光坊僧正被申上云々、

慈性

〔慈性日記〕 閏六月廿六日、二條御城にて、御論義俄ニ戒法成佛ナリ、拙僧も
出座、

南光坊里
坊ニテ論
義アリ

〔附録〕

〔慈性日記〕 六月九日、俄ニ京ノ南光坊里坊よて、山門若キ衆論義、爾前ニ三

千觀ヲ明歟、拙僧問者、

同壬六月四日、妙御門跡ニ御論義、甫處智力久遠知歟、正覺院、南光坊、惠心
院、真光寺、法輪寺、日增院、花王院、善知房、觀音院、拙僧、

同七日、南光坊ニ御論義、圓人無應觀歟、明星院、玉藏房、寶樹院、善知房、觀音院、
拙僧、

同十九日、山門へ登申候、直ニ藥樹院へ參候、廿日ニ下山、

二十六日、辛未和漢聯句御會、

〔土御門泰重卿記〕 一 閏六月廿六日、晴天、予請取御番、從早朝參内、月次御

手習講、終日御前侍ル也、夜ニ入和漢アリ、近衛右府御參也、

○コノ後禁中和漢聯句ノ事、左ニ合敘ス、

〔土御門泰重卿記〕 一 七月十九日、晴天、御用之事依在之、朝參可仕候由仰

則不移日時參内、御前聯句御興行、大章句申上候、對御製也、

〔附録〕

元和元年閏六月二十六日

四〇五

月次御手
習講

元和元年閏六月二十六日

四〇六

〔土御門泰重卿記〕 一 正月廿三日晴天午時從禁中集句韵兩足院取遣候
への仰也、

二月八日朝雨辰巳之時晴從兩足院集句韵五册到來則禁中上申候也、

十九日雨降集句韵御返二册也雨日夜共降、

廿二日句韵五册到來則禁中へ上申候辰巳刻小雨時々降、

四月二日昨日殘雨少滴頓多晴天十一册之内句韵七册返被下候、

三日晴天從兩足院句韵五册上へ上申候、

七日晴天句韵七册兩足院へ返申候、

十五日晴天兩足院ヨリ句韵五册到來、

十七日少雨降終日晴亦雨々亦晴集句韵五册内裏へ上申候則二册御返被
成候、

廿四日晴天兩足院句韵二册返申候請取返札有之也、

六月廿二日雨天從禁中句韵十一册兩足院返被下候予又錦綉御抄二册申
出候則御借被下候、

二條城ニ眞言宗ノ論義アリ、

〔駿府記〕 閏六月廿六日眞言論議題肉身ヲ捐テ即身成佛歟肉身不捨成佛
歟講師高室院、

〔高野春秋〕 四 閏六月廿六日御前論議題即身成佛肉身捨不捨之歟講師高室院、

〔附録〕

〔駿府記〕 閏六月廿五日今日東寺寶護院持參杲寶無盡藏并大師筆蹟同歷
御覽金地院奏之、

喜連川頼氏、淺野長晟等家康ニ謁ス、

〔駿府記〕 閏六月廿六日今日淺野但馬守御目見狐川殿頼氏御禮太刀大御
所立座困ヲヲリテ送給此狐川殿關東將軍基氏之後裔也云々、

幕府、仙石宗也ノ子長太郎ヲ六條河原ニ斬ル、

〔駿府記〕 閏六月廿六日今日仙石豐前守息、十一自伯州搜出今日被渡
〔改撰仙石家譜〕 世譜二 忠政公譜 閏六月二十六日舍兄久倫の嫡男長

太郎捕へられて終に誅せらる、長太郎時十一歳駿府記曰大坂落城の後
女子一人伯耆國子潛匿してある、逆徒の餘類御穿鑿有て久倫の嫡男長太郎
政ふ召し預けらる、長太郎は太倫寺を去帖ま法名道場院法心圓徳大童子
とあり、此時忠政の妹敵將や古田山城守

元和元年閏六月二十六日

四〇七

宗也女子ノ處分

公界

是より先、召し預けらまじ久倫り女子、竝ひ敵將古田山城守の妻の處置を伺ひ置しに、十月十四日、奉書を以て命を傳へらば、其文よ曰、
一筆申入候、仍る貴殿妹并宗也娘之儀、貴所御妹ハ、其方家中へ御仕合尤ニ候、宗也娘之儀ハ、京ニても田舎ニあるも、不致公界、町人ニ被仕付可然候、
恐々謹言、

十月十四日

土井大炊助

利勝花押

本多上野介

正純花押

仙石兵部少輔殿

二十七日、申、壬秀忠、二條城ニ抵り、舞樂ヲ觀ル、

〔駿府記〕 閏六月廿七日、將軍家渡御二條御所、

伶人奏樂五番

振梓	三節	萬歲樂	延喜樂	陵王	納蘇利	太平樂
狛梓	散手	古德樂	拔頭	還城樂	<small>退出ニ</small>	長慶子

公家衆悉ク參候ノ大名家

公家衆悉出仕、尾張宰相殿、遠江中將殿、越前宰相殿、加賀宰相、大崎宰相、越後少將殿、島津陸奥守、毛利長門守、同甲斐守、田中筑後守、森右近、京極丹後守、同若狹守、松平武藏守、松平土左守、淺野但馬守、藤堂和泉守、生駒讚岐守、鍋島信濃守、加藤式部少輔、稻葉彦六、有馬玄番、頭已下各出仕云々、

〔言緒卿記〕 閏六月廿七日壬申、天晴、前大樹將軍様御出有舞、振梓 三節 萬歲 左

樂、延喜樂、陵王、納蘇利、太平樂、狛梓樂、散手、古德樂、拔頭、還城樂等也、退出ニ長慶子也、公卿廿人許アリ、

〔孝亮宿禰日次記〕 四 閏六月廿七日壬申、晴、晚雨降、於將軍二條亭、伶人舞

有之、大樹有見物、公家衆ニ被參、

〔梵舜日記〕 九十 閏六月廿八日癸酉、晴、晚夕立、於二條之御城、伶人舞樂アリ、

當社之裝束、傳奏ヨリ依申、樂人衆へ委相渡、舞樂御覽之由也、

〔徳富文書〕

尙以、御懇志之至、叵申謝候、以上、

先刻者御城ニある、早々得御意、御殘多奉存候、然ハ被爲入御念、山科へ取ニ被遣候、名物之どぢやう、被懇御意候、絲々い物ニ仕候處ニ、被下候間、則料理仕

元和元年閏六月二十七日

四〇九

板倉正勝重
本多山科へ取ニ被
物ニ贈名

元和元年閏六月二十七日

四一〇

候明日成共明後日成共、公方様二條へ御座被成候節、御供致罷上、面拜ニ可奉得御意候條、不具候恐惶謹言、

本多佐渡守

壬六月廿四日

(花押)

板倉伊賀守殿 人々御中

〔淺野考譜〕

三 慶長二乙卯年二十カ同月廿七日、於二條ニ、兩御所伶人樂を有上

淺野長晟
舞樂陪覽

覽長晟も拜見被仰付、樂曲左之通五對、

振梓(舞カ)

萬歲樂

延喜樂

陵王

納蘇利

大平樂

狛鉾

故德樂

拔頭

還城樂

〔小笠原忠眞年譜〕

一 元和元年乙卯七月十三日 公二十歲

小笠原忠眞
上洛

同○五月 夜、公久寶寺村ノ陣所ヲ立テ上京シ給フ、相從ヒ往ク人數僅也、翌

八日京着アリ、油小路通一條下ル町ノ商家ニ止宿シ給ヒ、醫師ヲ招テ手疵

ノ療養ヲシ給フ、

京都ニ幾久屋新兵衛ト云フ者アリ、其父ハ幾久屋新四郎ト云ヒ、後ニ荒

木淨金ト云フ此者儀、天正年代ヨリ、貞慶公、秀政公御懇意也シカ、夫ユヘ

新達衛儀、嫡子又左衛門召連レテ、秀政公ノ陣屋ニ來リ、相詰居テ、諸

ヲ達セシ也、而ルニ忠政上京シ給フニ付、新兵衛父子共ニ、忠政ニ先達テ

家康秀忠
忠眞ノ疵

同日、○十家康公、秀忠公ヨリ、公ノ許江上使ヲ以テ、手疵ノ容躰ヲ御尋アリ、

其後モ上使ヲ成シ下サレシ事數回也、

同月、○五小笠原隼人政直ヲ始メ、諸士末々ノ者ニ至ル迄、大勢京都ヲ出足

ノ松本ニ歸ル也、先達テ久寶寺村ノ陣所ヨリ直クニ松本ニ歸リシ者モア

リ、且公手疵療養ニ就テ、京都ニ逗留シ給フユエ、春日淡路信次ハ京都ニ止

リ居テ、萬端ヲ掌テ、始終共ニ勤シ也、

同月二十五日、松本ニ於テ、忠脩ノ嫡男幸松丸出生アリ、其段松本ヨリ公ノ

許エ告ケ來ル、茲ニ因テ、公右ノ趣キヲ早速上江言上シ給フ、

閏六月二十七日、家康公二條ノ御城ニ於テ、伶子ノ樂ヲ仰付ラル、萬歲樂、

延喜樂、

今度大阪表ヨリ御歸陣ノ御祝儀、且ハ諸大名御旗本ノ軍功ヲ賞セラレン

カ爲ノ舞樂也、豫メノ御觸有テ、二十七日卯ノ刻ニ舞樂ヲ初メラル、トノ

仰出サレ故諸大名御旗本各未明ヨリ登城アリシ所ニ、辰ノ刻ニ及ヒテモ、

舞樂初マラサルニ付、群參ノ人々コレヲ訝カル、家康公兩度マテ小笠原大

元和元年閏六月二十七日

四一一

小笠原氏
諸士歸國

家康秀忠
忠眞ノ疵

凱旋祝儀
ノ舞樂

家康忠眞
待テテ舞

元和元年閏六月二十八日

學助ハ參リタルヤトノ御尋也、公ハ手疵イマタ平愈ナキ故遲參ニ及ハレ、
漸ノ登城アリシ所ニ、其段家康公上聽ニ達シ、早速御前江公ヲ召出サル、其
時福島左衛門太夫正則、加藤左馬助嘉明左右ニ伺候ス、家康公御膝元エ、公
ヲ召サセラレ、御自身ニ公ノ手疵ヲ御算ヘアリ、何モコレヲ見ラレヨ、是ハ
我鬼孫也トノ上意ナリ、福島加藤共ニ寔ニ父兄ハ討死ヲ致レ、其身ハ重キ
疵ヲ被リ、比類ナキ忠功ト申シ、亦比類モナキ上意ト申シ、武門ノ冥加ニ叶
ヒシ大學助也トアレハ、家康公大キニ御喜悅也、夫ヨリ舞樂ヲ初ムヘシト
ノ上意ナリ、○小笠原忠眞一
代覺書異事ナシ、

二十八日、癸酉、増上寺源譽存、家康ニ謁ス、了的桑、廓山正、彦坂元成ノ譴ヲ赦
サレンコトヲ請フ、家康聽カズ、

〔駿府記〕 閏六月廿八日、増上寺國師出仕、明日關東依可有下向御暇乞云々、
了的、廓山言上云、彦坂小刑部蒙御勸氣、唯今可有御赦免歎之由御佗言申上、
無御許容云々、

○彦坂元成私曲アリテ改易ニ處セラレシコト、慶長十一年正月是月
ニ其條アリ、參看スベシ、

〔附録〕

〔言緒卿記〕 閏六月廿八日癸酉、夕立前大樹へ罷出了、

廿九日甲戌、天晴、前大樹へ被出衆飛鳥井中納言、予、雅胤等也、

二十九日、甲戌、六月大祓、

〔土御門泰重卿記〕 一 六月卅日、晴天、午以後急雨降、頓而晴、六月祓禁中、院

御所、女院御所、國母様公方御理申入候、閏六月可然之由先例相勸也、則禁中
公方尤之由仰也、來晦也、

閏六月廿九日、晴天、名越祓二條伏見兩大樹如例年進上申候、六月祓種々御
穿鑿御座候へ共、予正證見出、其旨申入、閏六月相定申候、今日祓相濟、珍重不
淺候事、

〔義演准后日記〕 九十 閏六月廿九日、六月祓前月延引、今日輪以下如前了、

〔弘誓院亮記〕 閏六月廿九日、甲戌、禁裏名越祓有御盃、

家康、織田信重、同弟信則ノ訴ヲ裁シ、信重ヲ非トシ、其所領ヲ沒收ス、

〔駿府記〕 閏六月廿三日、今日織田刑部太輔捧訴狀、是者先度就父上野介遺
跡之儀、刑部舍兄民部少輔依訟申、爲其返答、及此裏分部左京亮□□、長野内

元和元年閏六月二十九日

元和元年閏六月二十九日

四一四

藏允申之云々、仰云、父已有遺言之上者、民部申處不謂由云々、
廿九日、本多上野介、成瀬隼人、安藤帶刀、於御前、織田民部、同刑部訴訟之事被
申上、民部僻責之由、被仰出、知行御收公、

〔寛政重修諸家譜〕

四百九十一

織田信包

初信長、三十郎、上野介、左中將、從三位、刺
髮、號老犬齋、織田備後守信秀の四男、

信重 三十郎、民部大

信則 式部少輔、刑部大輔、侍

信重 母ハ某氏、豊臣太閤ヨシ、一萬石の地を領シ、乃チ東照宮ヨツ

ゑ、たてまつる、元和元年閏六月二十三日、され、父の遺領の事ヨリ、弟

信則ノことを東照宮ヨリ訴へ、たてまつりしかば、をりて信則を糺明あ

の處、信則父の遺領をつく事ハ、其遺命によ、所あるよしをこそへせて

はつる、二十九日、信則父の遺言ヨリて遺領をつくのうゑ、子細あし、

信重ノ訴へ還て僻事たるのよし仰ありて、所領を沒收せら、室ハ津川

義近入道三松ノ女、

信則 母ハ某氏、慶長四年生、十九年遺領を繼、時ハ十六

〔廢絶録〕 元和元年

信則ノ襲
封ハ父ノ
遺命ニヨ
ル

一萬石

織田民部少輔信重

閏六月廿三日、故有テ除邑、

〔諸家系圖纂〕

之十三

織田信包

信重 民部大輔、童名三十郎、勢州、林領主、津田四郎右衛

直政 左大

女子 竹中貞衛門母、

女子 監物祖母、

女子 土御門二位室、

○織田信包卒シ、信則其封ヲ嗣ギシコト、慶長十九年七月十七日ニ其
條アリ、參看スベシ、

〔附録〕

〔大雲山誌〕

十八塔頭西源

以上

從老犬信包、織田被進置候御知行數ヶ所ニ有之由、申候之條、百九拾石山垣村、
内拾石大名草村内、合貳百石分可被成御知行候、恐惶謹言、

元和元年

織田刑部太輔

元和元年閏六月二十九日

四一五

織田信則
領地ヲ信則
安寺塔頭
西源院ニ
寄附ス

補遺

大日本史料 第十二編之二十一終

元和元年閏六月二十九日

九月五日

西源院 參侍者御中

西源院様

(欄外) 大名草村在丹波界播磨

丹之惠日寺照巖座元云、

織田刑部大輔

信則(花押)

四一六

目次追加

第十二編之一

慶長八年

年末雜載 年貢課役

第十二編之二

慶長九年

訴訟

年末雜載 檢地

第十二編之三

慶長十年

開墾

四月二十日 伊達政宗、女院御所ニ物ヲ獻ス、

年末雜載 開墾殖産

慶長十一年

目次追加

三月是月 將軍秀忠病ム、

第十二編之四

慶長十一年

年末雜載 政令、

起請文、

殖産興業、

慶長十二年

二月十九日 僧宗珀玉室ヲ大德寺住持トナス、

五月十一日 肥後願成寺勢辰ニ勅シテ、天下泰平ヲ祈ラシム、

第十二編之五

慶長十三年

七月是月 豐受太神宮ノ造營ヲ命ゼラル、

年末雜載 法制、

開墾殖産、

第十二編之六

慶長十四年

二月五日 僧宗彭庵澤ヲ大德寺住持ト爲ス、

慶長十五年

正月廿八日 家康、僧源空ノ七ヶ條起請文ヲ覽ル、

第十二編之七

慶長十五年

九月廿八日 青蓮院尊純親王ヲ權僧正ニ任ズ、

十一月八日 僧瑞顯龍岩ヲ妙心寺住持ト爲ス、

年末雜載 政令、

第十二編之八

慶長十六年

五月廿一日 肥後願成寺勢辰ヲ權僧正トナス、

第十二編之九

慶長十六年

是 歲 安南國大都統書ヲ長崎奉行長谷川藤廣ニ贈ル、

慶長十七年

六月二十日 京都所司代板倉勝重禁制ヲ山城光明寺ニ出ス、

補遺

第十二編之一

慶長八年

○二月十二日、幕府、知恩院ヲ造營スル條、四三頁、參考ノ首、

〔華頂要略〕

門十四、主傳二十五、 圓智院二品法親王諱尊純

今年十年○慶長 粟田口之内知恩院寺屋敷ニ成候替地於東九條村十八石三斗六升五合之分被渡之、

知恩院寺
屋敷用地
ノ替地

○四月是月、巫女國歌舞妓躍ヲ演ズル條、二七四頁、本朝醉菩提ノ前、

〔國女歌舞妓繪詞〕

○京都帝國大學所藏

みやこ乃をる此花さくりく、かふたれとりふいてふよ、替もく、ままハ
いつも此國大をしろまはろへ申あやよんよて候、それろしつむせめふく
ふと申えまの候を、かふきれとりせ申を、茂あらハ、てんろ大をい乃御代
あまを、みやこふはくり此不置候て、れとらせせやと存候、○コノ文ノ前ニ
二頁所載、木戸口

補遺 第十二編之一 慶長八年二月四月

出雲大社
巫女ノ國



二
ノ繪アリ、マタコノ次ニ三
頁所載出、雲社頭ノ繪アリ、

ふるさとやいつも此國を何とよ
見て、を誇りてをきてる此日乃、
あり空の去りををたぬまを、か
る御代よも何ふ此くゆく、道せそ
くらぬむろくぬや、空ひよるまや
はいつくくぬ、舟此空まりみあら
ぬ此をぬ、たりするわさをうくぬ
と此、月みわくく此うらつとひ、あ
茂ゆくを誇り世此中此、あふその
ともよく何く此、若葉は風乃ふく
しぬ此、みあとの波乃たさぬれば、
御代よはいぬそ何ふさくを、いそ
く心の不ともあく、まやこみそや

く付よ事り、○コノ次ニ四頁所載
國女旅中ノ繪アリ、



あまはえやまやこみはいつ候不
とみ、こくろくつうみらくやう乃
花をあうめえやとれもひ候、れり
しもえる乃事あまは、あふく何ふ
と海花のまやこ、まやうくこ乃
花見のあそひ、花のまもとをかさ
手津、いろく乃をそそをそめ
く、木此本をにまとひして、うさふ
もいと、れもくろし、○コノ次ニ
繪アリ、

花見ノ
繪アリ、



ねんぶつ 踊

い所、ちゆこん、ん乃花乃いろ、
目し此花やまふさく花ハ、
しゆせん此花るかとうさうこれ、
大をら登をし不の登ぬ此花さう
り、いぬもミゆきやあふくらん、さ
てまさうへりあむきを、大うち
山乃花さうり、こ乃登との、いと
さくらせん、ん此花あまはくハ
あし空うちあめ、あぬミつ神よ
そあいらるく、いふ申候今
日ハ正月廿五日きせんくんゆ
乃あやさん乃花りからあまハ、か
ふき花とりをえしめ、えやと花も
ひ候、まつく、（おんぶつ）ねんぶつ花とりを
えしめ申さう、くうミやう登ん



やう十をうせりひねんぶつゆ
えやうせつしゆふしや、あむあ
さふいな登あミ、あむあミ、佛
あむあミ、さうあし、やかきふ
あてハあふりせん、ろよか
よミ、乃ミやうかう、なむあミ
佛あむあミ、○コノ次ニ念佛
繪アリ、玻璃版ト
入セリ、

念佛乃了るよむつ、く、
いしやう此里を出ふよ、あふく
たくふ、物申さん、我茂をみあ
さぬハ、其いふし、乃床さ
よ、こままであいらて候そや、たも



ひよらをやきせん乃中ふ、わきく
 とまきりあるへき、いりある人よ
 てましませ、御あをのりを
 ひりませ、いりある物とまひと
 ぬふ、我もむり、此御身此とも、あ
 せ、かふきをいぬせても、わを
 こと、のあらさまを、まきもきや
 う、きんきよをもつて、三ふりて
 ん、不う、ん、此まを、此道よも入あ
 まを、りやう、よ、あら、い、して、しな
 り、○屋山三郎ノ靈訪問ノ繪アリ、
 さて、此世よ、あ、た、人の、う、つ、よ
 法、見、へ、と、ぬ、ふ、り、や、さ、して、それ
 と、も、い、え、ろ、ろ、此、松、乃、と、の、え、り、を



國女歌舞伎繪

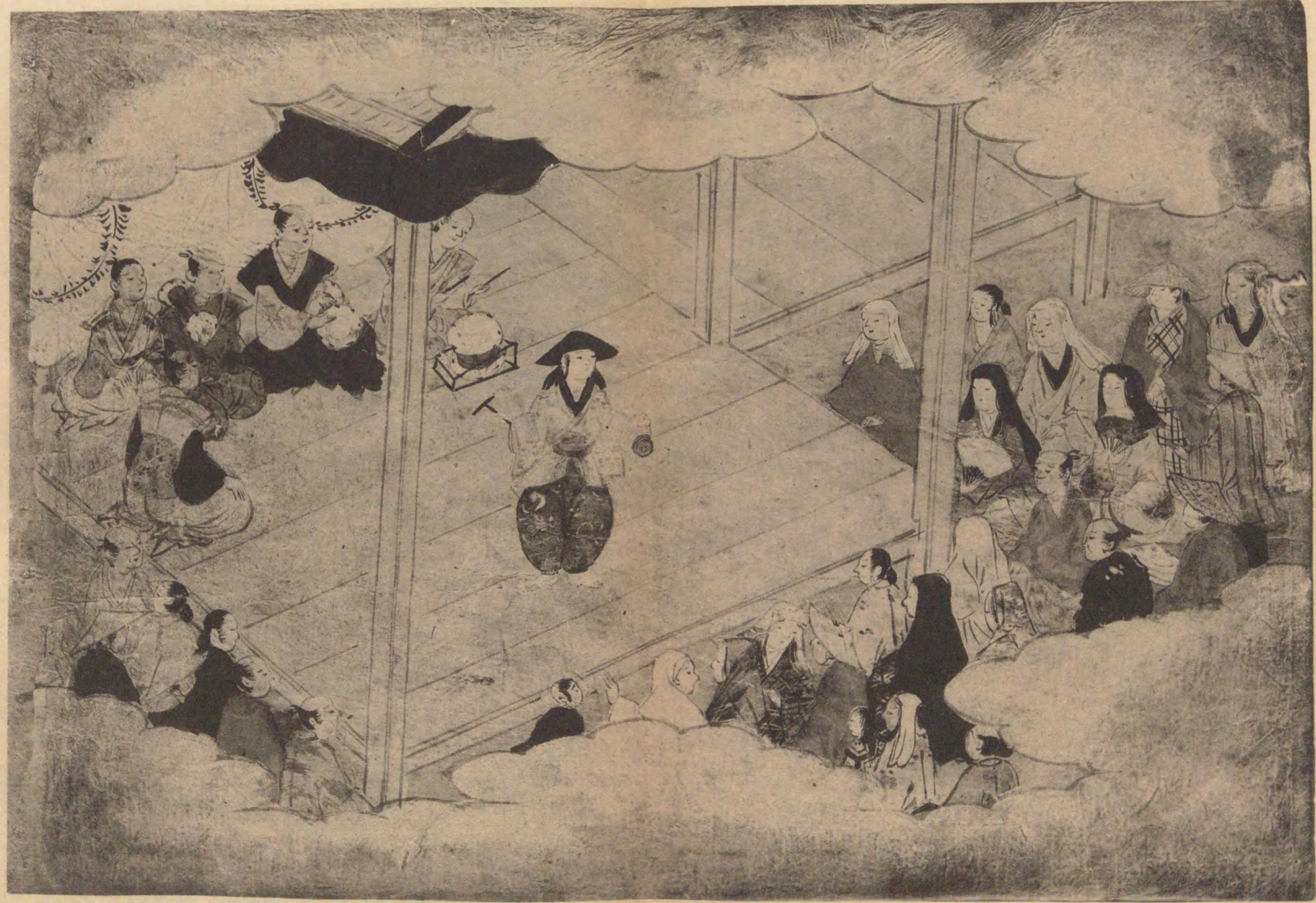
京都帝國大學附屬圖書館所藏

原寸 五寸九分
 縱八寸五分

三卷新製



さて此世よかた人のうつゝよ
 味見へさぬふりや、さしてそれ
 ともいえずろ此松乃をのえり



國女歌舞伎繪

京都帝國大學附屬圖書館所藏

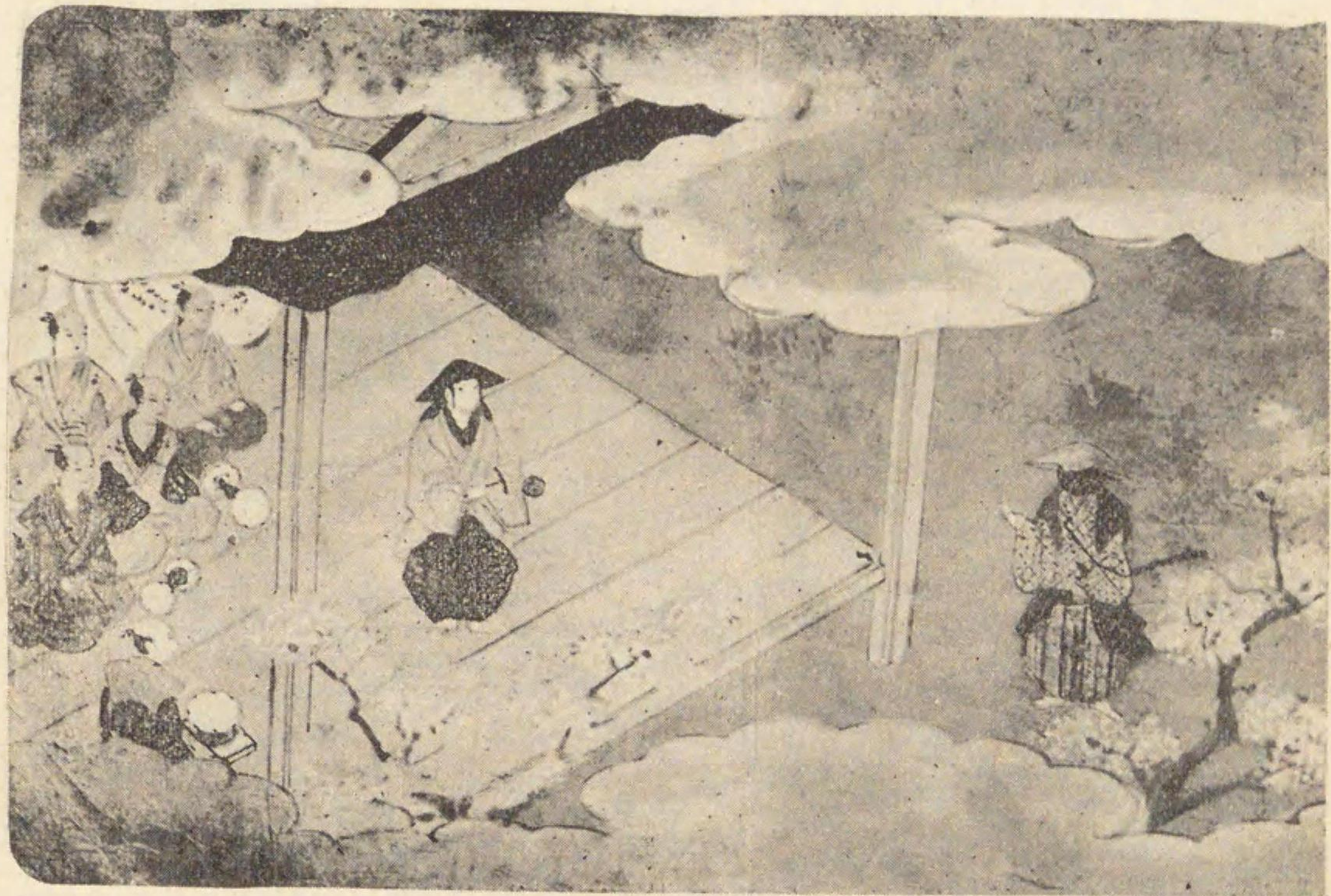
原寸
縱五寸九分
橫八寸五分

うぶき人
名古屋



補遺 第十二編之一 慶長八年四月

くま、袖をほら縁ききと此ある、
うこん此をいふり不の花此あ
こり此とぬうつら、か夢てもれも
ひ出さるや、とを此を忍よて心へ
さり、さてむむし此うぶき人、あ
こやとのよてましませう、いや
あこやとハをつうい、あこやう
あらぬ世のましハリ、人の心ハむ
らた夢此、ふしきの夢んく日を去
いとして、なうひよいぬハ此世よ
も、あこやうい夢の水乃あをせ、を
てに、とをむ存んさよ、よ何事
もうちをて、ありしむうし此一
ふしを、うとひていさやかぶらん



八
あさらうた世ハあぬ木よあさ
やとあふ、たもひまをせハき此と
くあふ、
あさらたくよハゆ乃きよ絲こ
やせあふ、たもひまをせハきのく
せり、
よせの川せの水くるぬ、まをま
つをらくるくと、
ちやをのたう、よまつとひそえ
、いせへ七度くぬ此へ十三度、
とこさるへハ月あり、
茶や乃たう、ふ七つ此まん不よ
あふ、一つ二つハちハよもめさ
よあふ、乃こり五つとあまん不
やあふ、



九
風もふりぬよえやとをさいな
ふ、さ、ハけをとて空くよもた
やらひく、あさらつまな此きさ
ぬやあふ、そあさたもへたうとよ
と、い、さむきあらしも身よ、ぬ、
三〇コノ次ニ九、十頁所載山
三郎國女等歌舞ノ繪アリ、
いりみれくみ、申候、こまハそや
ふるくさきうとよて候不とみ、ぬ
つらしきかふきをちと見申はう、
いぬ乃不とのあやうはりもとた
せいふうとをうとひ申候、さらハ
うとひきうせ申さんと、は、と此
ひやうしうちそろへ、てうしをこ
そうう、ひする、

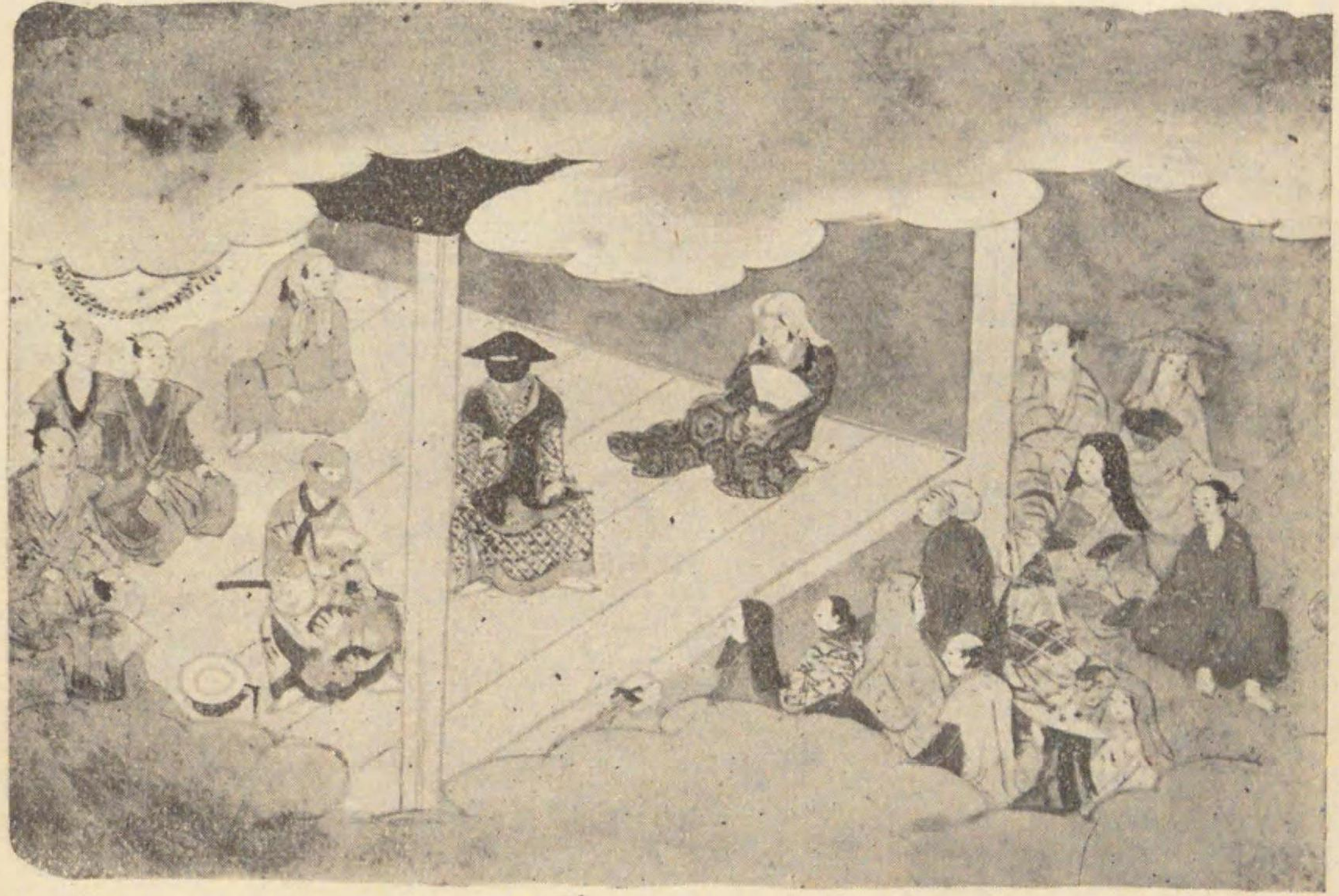


一〇
我の戀を月ふむらくも花よりせ
空よ不ぞ道此に匂う夢も花もふ
そくるしき、○コノ次三十一、十二
頁所載山三郎、國女等
歌舞
ア
リ、

やまを了里茂盛とて、人をも
身をもし此を申さん、中くふ
うさふふし空ハ花もひ候へと、空
をふくふへハよひ此あくささ、こ
うさハ夜中此くちをささ空よ、あ
りつきりさふ花もひこりまで、ぬ
くしやくそちハ君よいつもそふ
てふ、別て後ハまさあふしき、さる
さめ此しぬまやあは此うちあ不
りさるを見あよつけても此をる



葉くりと、世此中乃人とちきらを、
うせくちたりてをへまで空夢よ、
もみちををよ、うせひりちるり、
あきそまつちる池りての後ハ、と
ハせとををを、たうひふさ、ろの
庭あ、まぬまハ、花もふよむりま
花もハぬよそふ、あさけハ大事此
ものウの、
かふた乃花どりも時をたてく、
空んふ何乃きせんもウへりなま
ハ、あこやハあこり此花しさのま
、に、またあそくうさへをま
庭を、ひやうしよあはせてうつ、
花に此、と、ろく、とある神も、花
もふあうハよもさ事しといひし



も、いゝはらよわりまよあまの、花
國ハあまりを花しとつゝ、まゝ一
ふじ了それとりなる、花うへり
るう乃あこさんさぬハ、花くり申
さうよこそとまで、こそと山路よ
行暮く、ふたりふしと乃草まくら、
八千夜そふともあこさんさぬハ、
あこりをしきたかきりあし、ハコ
ニ、花下踊見物ノ繪アリ、
玻、璃版トシテ挿入セリ、

よくく物をあんなを海よ、此花く
よせ申ハ、かとしけあくも大をし
ろ乃かりよあらハきいてとぬひ、
りふき花とりをえし絶つゝ、まゆ



國女歌舞伎繪

京都府京都市上京区東山町

原寸
二尺四寸五分



ろ乃かりよゐらハまいてゝぬひ、
うふきれとりをえしれつゝ、きゆ





Figure 1



國女歌舞伎繪

京都帝國大學附屬圖書館所藏

原寸
縱 五寸九分
橫 二尺五寸五分





きやう此百くをいらせんまめかゝるかふきひ一ふとをあらりてぬふ
そりあり、あらりてひひきひりぬ

○ 同條、二八九頁、
條末、

MONTANUS, ATLAS JAPANENSIS.

Pp. 246, 247.

Sometimes the Jesuits represented on stages made in their chappels, the transactions of the Old Testament. Then they acted the Children of Israel's departure from Egypt, and Pharaoh's destruction in the Red Sea, in which they used many strange arts, never heard of, or seen by the Japaners. Then they played Jonas his part, curiously representing the sea, waves, and ship. Then they amazed the beholders, shewing them the fall of Adam, Abraham's offerings, Joseph's flight, Samson's death, and the like Scripture histories.

〔モンタヌス日本紀事〕 耶蘇會の宣教師は、時々會堂内に設けたる舞臺に於て、舊約書中の事件を演じたり、演劇はイスマエルの子孫のエジプト退去、及びファラオ紅海の敗滅を題として、日本人の嘗つて見聞したることなき不思議なる技を示し、時には又海洋波濤并に帆船の景を巧妙に現し、

ヨナの事を演じ、又アダムの墮落、アブラハムの供物、ヨセフの出奔、サムソンの死、其他聖書中の話を演じて、観者を驚かしたり、

○十月五日、安南國大都統阮演、書ヲ幕府ニ呈スル條、五九一頁、條末、

〔角倉文書〕

城○山

日本國 回易大使司貞 玄之間復元 源貞順子元

大醫局法眼郎 宗恂意安 源宗恂意安

謹奉書

安南國執事大人 足下 未知官爵姓名

今歲之夏、我

國商舶遠自

貴國歸來、其所稱載、不侵絲忽、不損毫髮、無任感幸之至、因委悉

貴國

治教休明

政令嚴整、而待遠人之厚、可觀矣、雖然、彼商舶去時、不齎持我

角倉玄之
吉田宗恂
ヨリ安南
國へ贈ル
書案

二國勘合
ノ符印

書籍藥材
ヲ求ム

國之印信、歸時不

頒賜

貴國之簡牘、故未審情實、凡邊鄙之貪賈、犯名於交易、而寓意於剽掠者、往往

發他疑怒、貽我垢辱、不可不以質、今奉我國

命、而遣回易使告報、願冀賴

足下之調劑、新議定。

二國勘合之符印、而比年容回易使脩鄰好、則非二國萬世之大利哉、是乃先

聖市貨交易舟揖利濟之遺訓、尙象制器之微意、而古人善鄰國寶之謂歟、有

土者豈可廢哉、這回交易之要專在書籍藥材、蓋彝倫之所在、生命之所繫、共

不可闕者也、舟人僉頑疎、無識我簿錄之外、若有新編新註之書、奇方奇術之

藥等、則莫悞秘、不腆土宜、具于別幅、

上納幸甚矣、更添送一件、而投足下

足下、永以爲好焉、維時屬陰慘、爲

國自嗇、不宣、

慶長八年癸卯冬十月十有五日

補遺 第十二編之一 慶長八年十月

回易大使司 貞 玄之間復元
大醫局法眼 卹 宗恂意安

○十一月二十一日、青蓮院尊純御得度ノ條、華頂要略ノ次、
〔華頂要略〕門十四傳二十五 圓智院二品法親王諱尊純

慶長八年癸卯十一月廿一日、於本坊青蓮院御出家十三歲

師出家戒

戒師 曼殊院良恕親王
日時勤進 遣迎院旭應

同九年甲辰二月廿七日、任權少僧都、

上卿中御門中納言資胤卿

奉行藏人左少辨藤原俊昌

九年二月
權少僧都
任之

○同條、七一、五頁、

〔附錄〕

〔華頂要略〕

門十四傳二十五

圓智院二品法親王諱尊純

法印經孝
書ヲ尊純
法親王ニ
上リテ學
道ヲ勸ム

密教ノ十
九箱相傳

顯密兼學

經孝法印言上書云、但慶長十年、中言上之由、年月等不審、仍載于茲、六十年、
御用心條々

一 御元祖行玄和尚密教之秘極三昧流被成御相承、十九箱御相傳方便爲究竟深旨、納當門、爲一天護持之門室、依之公武之歸敬、越他門滿徒之偈、仰過舊室、自爾以來御代々勸賞多有密教歟、其趣御列祖相見行狀記畢、既爲慈覺大師嫡流之源上者、御法流御再興之計略、不可有御油斷、殊御代々秘決御相承之御抄等、凡及三十答候歟、被遂御一覽候者、御法流之秘極彌可爲明鏡之條勿論之事、

一 慈鎮和尚顯密被成御兼學、其以來御代々爲御相續、爰尊海僧正奉和尚之仰、下向關東武州仙波、建立無量壽寺、東八州弘顯教、依之東關之諸寺家大都御末寺也、然當門顯密御兼學、人皆不知之處、當御代被成御再興、從御幼年修學之御志不淺、既被遂業事、有天下其開歟、先般大御所樣御對顏之節、御勝美、誠御眉目之至、何事如之哉、彌不可有御怠慢、自依心會所云云、急度被成御登山、御勤學、併爲一宗之學道勸發之基之旨、都鄙有入口、聚樂精進、佛不納、山林懈怠、佛歡喜、宗旨之元本云云、不可有御忘脚事、

入木道

補遺 第十二編之一 慶長八年十一月

一八

信心勤修ノ事

一入木道其家雖多之天下之聞以當門稱御家縱雖令成顯密無双之碩德給入木道無御相續者門室可爲御斷絕同事處既被得其譽之條彌可被勵御習練事是又第一之儀也就之從諸方申入御書物無盡期尤雖御苦勞之至候其御家御相續之上者不及御了簡之條被染御筆可被下尊圓親王眞跡被觸御耳目分無際限其外於遠國遠里或備家之重寶或又貳百五十余歲間於所々令紛失事幾千萬不可有其數今以御眼前芳跡先賢之御勤勞可有御思量近又尊朝親王御行儀被追其御遺跡者萬端不可有巨難候事

一眞俗共不相叶御心尅者歎三寶之加護薄給深可有御信心又叶御意尅者喜諸天冥感厚給彌可被勵勤修聊御自分之御德不可思食御自分御德思食者御慢心可萌候歎御慢心在之者必魔障可出來魔障在之則諸道無御成就之由申傳候深可有御慎事

一不寄僧俗世間被唆惡名候人親不可有御隨逐事歎欲知其君心見其愛臣欲知其人心見其愛友云云古人之金言尤耻次第也殊水隨方圓器人依善惡友云御用心肝要之事

右條々併同佛前說經事且賢慮之恐且外開嘲雖非其憚一候是偏被絕御

親近者ヲ選ムコト

威光於天下以其餘黨奉仰御門下之繁榮之外願望无他欲述愚意尤爲恐爲憚之

法印經孝

○年末雜載神佛社寺ノ條八五一頁、
條首

〔三浦周行氏所藏文書〕

以上

八幡山八滿宮爲御燈明領備前國三野郡伊福村内を以高六拾石令寄進畢、永代取沙汰可被仕者也、

池田新藏

照直(花押)

慶長八年
十月十日

八幡山

中坊

○同條八五二頁、
續寶簡集ノ次、

補遺 第十二編之一 慶長八年未雜載

一九

石清水八幡宮燈明料

芳賀郡圓通寺寺領

合州石者

〔栃木縣採集文書〕

五 芳賀郡大澤村圓通寺藏

御寺領之事

手作分

右分先々爲御手作分相渡申間右之外御寺領之義も申上、重る御朱印相調可進候、仍如件、

伊奈備前守

慶長八卯

忠次〔花押〕

霜月晦日

益子之内

圓通寺

伊奈忠次

○同條、八五三頁、
條末、

〔日吉神社文書〕

○七 近江

わび狀

今度道順事申あつうい御とひ事仕候、御同心忝候以來道順地下中へとよ外仕候ハ、如御法度可被申付候事、爲其一筆如此候、仍狀如件、

慶長八年

道順あつうい

卯月五日

與左衛門〇

東 四郎左衛門〇

同 與右衛門〔花押〕

今堀〇近江蒲生郡中野村
堀、日吉神社所在野地

惣中參

○同條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、八五三頁、

年貢課役、

〔田中常吉氏所藏文書〕

江〇近

定掟條々之事

百姓役米
掟

一出作よりあけ申候田地、地下中へとけ付申候田畠、いつまも出作あまよ
役米之儀藏米内ハ、かり可申候事、

一御給人ニ成候ハ、田畠出作あまよ可仕候事、

一究地之儀者、惣中として相究可申候、自然御給人へ相加り候共、右之通
申分御理可申候事、

右之條々惣中として相定申候上者、向後違亂煩申間敷候若誰々ニよらず、此掟相破候ハ、皆々として衆爵ヲ可仕事、仍爲後日狀如件、

甚右衛門

慶長八癸卯年二月十二日

助左衛門(花押)

幸せい〇 兵四郎

彌八郎(花押)

與三郎 甚九郎(花押)

た絲千世〇

已上十八人 三左衛門〇

助 六(花押) 門左衛門〇

勘 介〇 以四郎

新兵(花押)

甚左衛門 彌三

喜右衛門

與 吉(花押)

〇年末雜載、感狀ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、八五三頁、

訴訟

〔華頂要略〕

門十四 主傳二十五 圓智院二品法親王諱尊純

慶長八年癸卯十月廿四日、從所司代消息到來、

謹言上

鞍馬惣中人馬徴發院イテ青蓮ヲ訴フ

一 鞍馬人馬青蓮院様に不知數被成御遣候、色々御訴訟仕候得共、無御合點御座迷惑仕候事、

一 右之様子大和之大納言様ヨリ、淺野彈正殿増田右衛門尉殿、民部卿法印に被仰付候處、御穿鑿ニ、人足一ヶ月ニ廿二人之役可仕相極、其上中食迄可被下候旨被成御定候、則從大納言様被仰付、御折紙御座候事、

一 他國に之人足被召遣候事モ、御用捨之旨御折紙ニ御座候、今者他國に之人足御遣被成、右之廿二人之御定候御をふりあされ候て、數々らモ御遣被成候事、餘は迷惑さのみ、東山殿に先規之御極之如く被成可被下之旨、色々御侘言申候得共、はなよ不被成御同心、何共迷惑仕候間、乍恐前々如御極被仰付候様、東山殿に被仰遣候、被下候者、忝可奉存候、以上、

鞍馬

惣中

慶長八年十月廿四日

伊賀守様

如茲くらま惣中より目安上候間、披見候事、其理可有御究候、明廿八日ニ可承候、以上、

十月廿七日

板伊賀印

鳥小路殿○青蓮院坊
官鳥居小路

謹言上

一鞍馬人足之事、從往古御用次第雖被召仕候、中食以下被下候事無之付事、先御門主以御慈悲、夫役一人ニ付、一ヶ月ニ一日宛、年中ニ十二日可被召仕之旨被仰出、夫足を相改、則人別ニ請取を出申候間、毎月算用可仕之旨最前申付候處、結句迷惑之由申候間、令遠慮候處、不知數被召仕候、由申上候段如何候哉、請取被召出算用可被仰付事、

一先年彼地下人企非分之訴訟、太閤様に直奏申上候割、大和（別方）大納言殿號御裁判、寄事於左右、地下中より一切出入を相止、人足之儀雖被仰付候、一人モ不罷出、諸成物以下迄不致進納、恣働仕候間、太閤様に被得御意

青蓮院門
跡雜掌ノ
抗辨

候處、被遂御糺明可被仰付之旨、德善院に被仰出、召文を被付候處、名出對各令逐電、誓紙一行を以御侘言申入候付、被成御赦免、其以來諸事如先々被仰付候事、

一今度對御門跡新儀之訴訟、以條數雖申上候、當御門主御幼少之儀候間、御里御所御一門に得御意候處、未是非之御返事も無之内、如此言上仕候、彼在所之儀、先年山門破滅之後、十ヶ年許、信長公御藏納ニ罷成候付事、地下者陣夫等迄仕候、山林竹木毘沙門山ニ到迄被伐取躰候事、然を天正八年門跡に被還附候以來、村井殿次目之折紙ヲ被出、如先規被申付候、其後大閤様之御代御檢地并入木年中千八十荷運上竹過分ニ雖被仰付候、爲當門被仰理御免許候條、地下人私德以下、先々ニ不相替、面々進退仕候間、門跡に諸役等之儀モ、如先規仕來候御門跡以御影、在所十成之餘、結句如此之儀申企候段、曲事之次第候、諸職先御門主以來如有來被仰付候者、可爲御祝着旨候、以上、

十月廿八日

青蓮院門跡雜掌

板倉伊賀守殿

板倉勝重
鞍馬百姓
ノ提出シ
タル折紙
寫テ示ス
院ニ

昨日、申候、鞍馬百姓目安指上申候間、其地に進候、此方に御越不及御理候、此折紙御座候ニ、貴殿非分被懸仰候由、百姓申候間、可有其御心得候、右之折紙寫進候、乍去御存分候者、御理可被仰候、恐々謹言、

板倉伊賀守

十月廿九日

勝重判

鳥居小路殿 御坊中

百姓提出
ノ折紙寫

先年之折紙寫如左

今度鞍馬申分、大納言様ノ淺彈、増右、民法に被成御異見、悉相語候、可爲如先規之旨候、然共、毎月ニ中食を被遣、廿貳人宛、人足青蓮院殿に可被召遣ニ相定候、乍去他國に者、人足不可出之旨、堅御意候、爲其兩人ノも如此申候、恐々謹言、

九月十七日

加藤遠江守

正田右近大夫

鞍馬

百姓中

第十二編之二

慶長九年

○三月二十七日、女院御所能樂ノ條、一三四頁、

〔古番組寫〕

○葛野春雄氏所藏

後陽成院御在位之御時、慶長九甲辰三月廿七日、於禁中御能、御所司代板倉

翁 面箱 日吉與次郎堅校三十九歳
千歳 日吉彌右衛門正得四十五歳
三番叟 日吉又右衛門等達四十七歳

脇鼓 宮増彌次郎
中村甚六

江嶋 觀世大夫身愛三十九歳

山階次右衛門貞重三十三歳

觀世勝次郎重政十七歳 中村三四郎

前連日吉彌右衛門

福王神右衛門盛義四十五歳

觀世新九郎豐勝十六歳 下川七左衛門

天女逆水彦三郎

彌石市左衛門直康二十五歳

觀世新九郎豐勝十六歳

子方山階彌吉

彌石乙吉

八幡前

鷲猪右衛門 長命徳右衛門
延命善四郎

田村 同人

間猪右衛門

進藤久右衛門忠次 和屋助五郎
宮増彌次郎

市藏

痺

大藏彌太郎 島田久兵衛

禁中御能
番組

松風 同人

連日吉彌右衛門

神右衛門

幸阿彌又五郎 新九郎

七左衛門

間

行基五良兵衛

鬚櫓

徳右衛門久兵衛
日吉與次郎

龍虎 同人

連彌石幾右衛門
龍梅善六郎二十七歳

山階彌右衛門忠行

助五郎 小右衛門

三倉助藏 梅若三右衛門

伊文字

久兵衛 延命善四郎
大藏彌太郎

吉野靜 觀世三郎直述十五歳

彌右衛門

三栖谷又兵衛 彌次郎

市藏

節分

猪右衛門 田淵小助

自然居士 觀世太夫

神右衛門

又五郎 新九郎

七左衛門

間

五郎兵衛

千鳥

徳右衛門 久兵衛

源氏供養 同人

久右衛門次右衛門
市左衛門

勝次郎 甚六

三右衛門

佛師

大藏彌太郎 徳右衛門

補遺 第十二編之二 慶長九年三月

安宅

判官觀世三郎彦三郎
久右衛門
連 彌右衛門 幾右衛門
彌石勘太夫山階勘九郎
日吉莊五郎日吉彌七正賢

又兵衛
新九郎

市藏

彌太郎
久兵衛

鎌腹

五郎兵衛 日吉興次郎

當摩

清彌三郎
神右衛門
連彦三郎
彌石市左衛門

勝次郎
甚六

助藏
三右衛門

猪右衛門

福渡

久兵衛 小助

天鼓

久右衛門

又五郎
新九郎

七左衛門

德右衛門

栗燒

彌太郎 興次郎

山姥

五左衛門
神右衛門
連彌右衛門
福王甚助 盛厚 三十三歲

三栖谷又兵衛
甚六

中村三四郎
市藏

彌太郎

後朝御能

高砂

次右衛門
神右衛門
市左衛門

助五郎
彌次郎

中村三四郎
三右衛門

白鬚

觀世大夫
連勘大夫
天女彌右衛門
龍神幾右衛門
久右衛門
次右衛門
清彌三郎 觀道 二十九歲

助五郎
彌次郎

助藏
三右衛門

日吉又右衛門

目近込骨

彌太郎 小助
德右衛門 興次郎

江口

五人衛門
神右衛門
市左衛門
連彦三郎
彌七

勝次郎
新九郎

七左衛門

靱猿

久兵衛

彌太郎
五郎兵衛
猿町人子久太郎

小塩

觀世三郎
久右衛門
次右衛門
彌三郎
逆水彦作

助左衛門
小右衛門

虎藏
市藏

彌太郎

骨皮

德右衛門

彌右衛門
五郎兵衛

輪藏

觀世太夫

連彦三郎
子方彌石三吉
彌石乙吉

神右衛門
市左衛門
彌王甚助

助五郎
彌次郎

三四郎
市藏

内沙汰

猪右衛門 彌太郎

若千鳥

連六郎
子方山階彌吉

久右衛門

又五郎
甚六

三右衛門

間

久兵衛

素襖落

五郎兵衛

市左衛門
小助

船辨慶

判宜日吉彌七
十九歲

神右衛門
市左衛門

勝次郎
彌次郎

助三右衛門
藏

間

猪右衛門

昆布賣

彌太郎 久兵衛

龍田

同人

久右衛門
市左衛門

又兵衛
新九郎

三四郎
七左衛門

間

小助

金直

日吉又右衛門 彌太郎

柏崎

同人
子方乙吉

久右衛門
次右衛門

又五郎
彌次郎

三右衛門

井礎

猪右衛門 興次郎
德右衛門

是界

觀世三郎
連勘太夫

次右衛門
彦三郎

助五郎
甚六

助三右衛門
藏

間

五郎兵衛

法師母

久兵衛 小助

遊行柳

觀世太夫

神右衛門
五左衛門
甚助

又兵衛
甚六

助七左衛門
藏

間

彌太郎

吳服

同人

市左衛門
彌三郎

助五郎
彌次郎

助三右衛門
藏

光澤入寺
法語

〔東福入寺法語并疏〕天倫西堂住惠日法語

○四月三十日僧光澤天ヲ東福寺住持トナス條、第十二編之十所收
指山門拈杖云、提住山斧、今日開堂、要看施修鳳手處麼、卓一下云、山河扶綉戶、
日月近雕梁、喝一喝、
又指門云、妙雲布地、惠日輝天、驟步顧視左右云、大衆要開入門一句麼、東福雷

補遺 第十二編之二 慶長九年四月

寔四十年、喝一喝、

佛殿 一佛二菩薩看來顏色異、四月始春桃紅李白薔薇紫、燒香三拜、

又 二千年前爾自稱尊、二千年後阿誰稱尊、點胸云、寶勝佛出世、乾坤

我獨尊、

土地 土地受靈山佛勅而護法、山野繼少室祖業而參禪、若要識教外別傳、旨屈指且可待驢年、

又 他其護法善神、我是傳法沙門、法々正耶邪、碧落之碑無贗本、

祖師 達磨元碧眼、百丈亦碧眼、臨濟是正眼、雖各具兩眼、至其真正見解、

蓋迷吾祖、爾老一隻眼、咄、

又 燒香三拜云、幸字脚邏遮、石上栽油麻、元是要芽孽、誤開五葉花、

室間 常樂龕竹篋、打案一下云、敲出十三人、又手云、吾這裡不然不速之

客、清風明月兩閑人、

又 入室學者工夫綿密、打案一下云、中心印人、靈山付屬不異今日、

公帖 樞府五花判、筆勢冠古今、舉帖云、看々寄我行書直万金、

九條殿下帖 好个一封親修檀緣、舉帖云、筆力俊快如銀河之落九天、

山門疏 此駢四儷六禪不離文字、舉疏云、漸入佳境、寺裏山々裏寺、

諸山 諸山名德隣封老成、舉疏云、尙煩書疏、以固宗盟、

道舊 舊交未忘、尺書修好、舉疏云、雲頂厖眉、天外遺老、

江湖 佛日掉頂漁父歌、舉疏云、須彌起舞、海水勝波、

同門 意合則胡越尊、兄弟一家之情、寫在箇中、舉疏云、雲月溪山處々同、

登座 指須彌座、灯王佛退後、須彌吾高居、一步進云、攝齋升堂、鞠躬如也、

拈衣 一頂伽梨、祖々相傳、

拈出則長於西乾丈六身之金縷、

提起則短於東土第一祖之水綿、搭在左肩云、一片閑雲擁半肩、

祝香 大日本國山城州平安城惠日山東福禪寺新任持傳法沙門、光澤

開堂令辰、謹焚寶香、端爲祝延、

今上皇帝聖躬萬歲々々々階下、階下恭願

鎮六十餘州扶桑、万民悉飯聖化、

祈一百八代天子、三呼永保叡齡、

將軍香 這香焚向寶爐、奉爲 大祖越征夷大將軍、資倍祿算、伏願、

文士擢右衛將軍、攻必取戰必勝、
裴坦號太平宰相、服者治飯者招、

柎那香 此香爐中藝却奉爲 九條殿下、增崇祿位、仰願

城南名藍、拜請東福聖一國師而稱柎越、

天下關白、衛護北闕今上皇帝而仰夢圖、

嗣法香 這爛柴片子、予卅歲而出於藤家、登此山之時、拾得梅柎林中一枝、
三十餘年囊底秘在之、何圖今日人天衆前、插向寶爐、供養前住當山蘭圃老古、
雖全非酬法乳恩、只要使人知有此父有此兒也、

上堂索話

第一義諦格外玄談、若有伶俐漢、莫問二三、有麼、

提綱 枯杖云、万年山上松樹、吾祖遺愛甘棠、

抽子葉於大千界、深根抵於盡十方、

胡達嚙指之山頂、而栖烏縣善惠、解言易地皆然、

大士居北山辭烏縣、

聰道者植之嶺頭、而誦金剛般若、豈知聽風愈好、

諸人名其嶺曰金剛、

吳夢十八公者丁固也、秦時封五大夫者始皇乎、

老僧枯樹、保初節保晚節、以作山門景致、

後人標榜、長南枝長北枝、謂之天下落涼、
(後方)

唉倒東晋法潛隱于剡山、呼號蒼髯叟、

憐殺南宋孝宗求于日本、命作翠寒堂、

到這裡 十里聲出澗壑、則說法如雲、利生似雨、

千尺操至歲寒、則菩提噴雪、圓覺凝霜、

如上閑話索點檢將來、恰似隔靴搔痒、更有斬新一句子、昨日在吾院內、則每哦
二株松間、今日入此山中、則直到千松林下、摘祖苑遺芳、這個且置、
次、不如以松上鶴算、奉獻吾君王、
祝一人無窮之壽、開十方之選佛場、
臣僧住山之

自敘 光澤 終日守株 三年刻楮、

願微賤微於須彌納芥子、量短才短於閏年厄黃楊、漸汗々々、

白槌謝 開堂之次 共惟

南禪堂頭大和尚、登獨秀峰、坐毘盧閣、
南堂追和梅屋偈、已題一枝漏春、
北海參得松源禪、茲視叢林復舊、

去冬出世稱烏鉢知識、今日開法行白槌化儀、

五岳列刹謝

古曰、山有玉而石常潤、淵有珠而崖不枯、叢林有耆德而中外服、上下睦、今願四
來耆德、或如美玉寶珠之於石崖、或中外歸服、或上下和睦者、豈不叢林之盛事
乎、可尙矣、各乞 昭亮、

鹿苑謝 名高當代、德重宗門、

文字皆禪、雲橘州著光明藏、通身是眼、裴相國參黃蘗師、

匪啻從右府官遊、然況司左街僧錄、

若罄讚語、恐瀆尊聽、仰冀慈悲道照、

兩序謝、又惟、山門東西序諸位西堂和尚單寮蒙堂前資辦事、天下宿德

江湖名流四來、高賓一會、海衆諸位禪師、雖可逐一褒揚盛德、今日開堂、端爲祝

聖不敢多詞、敘陳、各々 允容、

拈提 拈弗云、記得大川禪師住妙勝禪院日上堂曰、諸佛出世、祖師西來、新

東福不顧、龐才、拈禪師公案、叨賦一偈、只恐受衆人哈、弗一弗、諸佛出、與優曇開

祖師、栢話始從隗、豎弗云、故家喬木與他別、惠日上方入室梅、

同小參索話

夜參點一灯、勝光照十方、更要識見色明心處、塵々俱放白毫光、參、

提綱 以弗子打圓相云、東山明月、一輪高懸、

晃々乎破諸闇、昭々焉分三媚、

昔獨尊在靈山會上、以付正法、譬鷲口話つき、

敢保弄丹桂五百丈影、

後六祖居曹溪寺裡、以豎拂子、類隻手指都嗜、

耐耐壓黃梅七佰員禪、

或時容新蟾於廣寒、而開八万三千戶、

或時驚飯雁於湘浦、而彈二十有五絃、

呼作佛鑿八方珠則、焯々煌々輝今輝古、

拈成仰嶠一枚鏡則、明々歷々照地照天、

三五夜以前 如盈無盈、如缺無缺、
十六夕以後 欲方不方、欲圓不圓、

拈出弗云、恁摩時節、手裡長髯、叟踔跳面前云、如上件々、且置新長老、當晚小參、
隨例袂寶筵、無端敲落東山一輪月、拈作盧同三百片、自困則酌吾惠山泉、以活
火煎、却賑衆口底一句如何言、宣云、弗一弗云、釅茶三五椀、意在鑊頭邊、

自敘 光澤 踏斷草鞋、禿頭苕帚、

當不惑年而未克解其惑、嘗無能味而奈難求其能、駢羞々々、小參之次、
共惟、

剛外西堂和尚 弄真如月、深本覺源、

望玄雲於高岳、出岫無心、

現烏曇於世間、開堂有待、

次共惟 山門兩序、東班都寺禪師、監寺禪師

恭都寺得心要而作夜坐、賦偈點油、

會禪師總院事而居庫司、集衆擊鼓、

悅衆禪師

繙梵相多羅之經、竺土大仙妙音演說、
符顛桂久昌之識、少室初祖直指單傳、

西班第一座禪師 氣貫金石、辯折鎔銖、

韶陽拈一條拄杖頭、位據第一座、

永明編百卷宗鏡錄、語集三百家、

後板座元禪師記室禪師

寂閣梨說夢於兜率、白梅覺香、

璉禪師掌記於圓通、翠竹直立、

知藏禪師知藏禪師

儒藏主出劔南直到北禪、不遠千里、

兀菴師來日東又皈西蜀、雖隔萬山、

侍香禪師

坡仙稱香案吏、栢凝寶爐、

徐厉次棘門軍、往迎劔佩、

侍狀禪師侍客々々

佛照宗旨說圓珠經、言寡尤行寡悔、寶覺才名著語錄偈、約不略博不繁、

侍衣禪師侍藥々々

節居士號妙德傳佛日衣、疑情頓脫、古禪師得侍奉受双峰印、講席即罷、

上堂小參二問話禪師

金山有東坡贊詞、二乘兼備、

鈍菴嚮西禪法嗣、籌室先登、

目子 前資辦事滿堂清淨海衆諸位禪師

無爲經曰、沙門有三、坐禪爲上輩、誦經爲中輩、助衆爲下輩、今願吾山東西兩序集坐禪誦經助衆等之三輩、而昇立者不熾乎、衆悉、

拈提 記得佛鑑祖翁進寺小參曰、法無定相、遇緣卽宗、祖翁話端、一點水墨、兩處化龍、新東福巖、弗一弗云、青山不改舊時容、

○六月十四日、伊勢神宮及比近畿ノ諸社寺ニ勅シテ、雨ヲ祈ラシメラル

後陽成天皇
繪旨炎
旱御祈

ル條、三〇九頁、
義演准后日記ノ前、

〔石清水文書〕

三

炎旱及數日、民間之愁尤甚、一七ヶ日可被抽丹誠之由、可令下知一社一同給之旨、

天氣所候也、仍執達如件、

附送

慶長九

六月十四日

小川坊城

左少辨俊昌

社務善法寺堯清

八幡宮檢校御房

田中秀清

○八月十九日、幕府、遠江羽鳥神社等ニ社領寺領ヲ寄附スル條、五三五頁、能滿寺文書ノ

〔狩野亨吉氏所藏文書〕

寺領之事

合壹石五斗者 印 黑 ○伊奈忠次

右御寄附候所也、猶佛事掃除可相勤者也、仍如件、

飯淵新田
意雲庵領

補遺 第十二編之二 慶長九年八月

補遺 第十二編之二 慶長九年八月

慶長九年

辰八月廿日

伊奈備前守

忠次(花押)

飯淵新田郡吉永河志太

意雲庵

寺領之事

合壹石五斗者印黑忠次伊奈

右御寄附候所也、猶佛事掃除可相勤者也、仍如件、

慶長九年

伊奈備前守

辰八月廿日

忠次(花押)

飯淵

喜徳庵

飯淵喜徳
庵領

寺領之事

合貳石者印黑忠次伊奈

右御寄附候所也、猶佛事掃除可相勤者也、仍如件、

慶長九年

伊奈備前守

辰八月廿日

忠次(花押)

吉永村郡吉永河志太

觀音領正包紙ニ吉永村

吉永村觀
音領

寺領之事

合貳石三斗者印黑忠次伊奈

右御寄附候所也、尙佛事掃除可勤之者也、仍如件、

辰九年

伊奈備前

八月十日

忠次(花押)

白羽村郡白脇江濱名

紅雲庵

白羽村紅
雲庵領

御神領之事

補遺 第十二編之二 慶長九年八月

補遺 第十二編之二 慶長九年八月

合壹石者 (印) 忠次伊奈

右御寄附候所也、祭禮不可有怠慢者也、仍如件、

辰 九〇慶長

八月十日

伊奈備前守

忠次(花押)

東萩間村
明神領

東萩間村 郡遠江榛原

明神領 神領包紙ニ「東萩間村明神領水野賀平」トアリ、

寺領之事

合貳石者 (印) 忠次伊奈

右御寄附候所也、尙佛事掃除可勤之者也、仍如件、

辰 九〇慶長

八月十日

伊奈備前

忠次(花押)

東萩間村
知光庵領

東萩間村
知光庵

寺領之事

合壹石五斗者 (印) 忠次伊奈

右御寄附候所也、尙佛事掃除可勤之者也、仍如件、

辰 九〇慶長

八月十日

伊奈備前守

忠次(花押)

大寄村善
正庵領

大寄村 郡遠江榛原

善正庵

社領之事

合壹石五斗者 (印) 忠次伊奈

右御寄附候所也、彌祭禮不可有怠慢者也、仍如件、

辰

八月廿日

伊奈備前守

忠次(花押)

白井大明
神領

白井 郡遠江榛原

大明神領

補遺 第十二編之二 慶長九年八月

○十月十日、照高院准后道澄能樂ヲ獻スル條、六六六頁、條末
〔能之留帳〕 二 慶長九年十月十日、禁中ニテ、照高院殿ハ御一獻御申候時、

御能番組

翁

虎屋彌兵衛

鷓鴣羽

法印○下間少進

實盛

同

江口

同

善界

同前福井傳三郎

三輪

同

鷄籠田

同

三井寺

同

藤門

同

玉鬘

同

弓八幡

傳三郎

後朝御能

後朝同 十二日、右同前禁中ニテ、

西行櫻

法印

舟弁慶

同

融

傳三郎

富士太鼓

法印

山優婆

同

邯鄲

同

俄ニ御所望

黒塚

同

弓八幡

彌兵衛

○年末雜載、神佛社寺ノ條、八七五頁、慶長日件錄ノ次、

〔華頂要略〕

十四門主傳二十五

圓智院二品法親王諱尊純

慶長九年九月三日御消息

今度上乘院僧正無附弟之契約被遠行候事歎入候、然者貴院幸不被逃間之儀候間、本坊里坊院領以下預置申候條、連々被取立、弟子相續候様ニ賴存候、万一聖門ハ御歸參之儀候共、上院相續無相違様於御分別者、可爲喜

青蓮院門
下四院
兼帶上乘院

悅候猶委細蓮光院可有相談候間略筆候、穴賢、

九月三日

四王院僧正御房

〔華頂要略〕

院三十六 上門下傳

上乘院道
順大僧正
寂ス

奉仕尊朝親王

道順大僧正 萬里小路正二位大納言惟房卿男、參議小宮房、內大臣秀房公、
始諱祐長云々 母島山大隅守源家俊女、直敘法眼云々

弘治三年丁巳□月□日誕生、

天正三年□月□日、任大僧都、十九歳、手時諱祐長云々、

天正八年十月十日、任權僧正、廿四歳、

同九年十二月六日、於青蓮院殿、恆例五悔講勸導師、

同十三年九月五日、爲後奈良院御追善、於内裏勤御經供養導師、

同年十月十日、爲先妣皇太后宮、於伏見般舟院、勤御經供養導師、

同十六年六月廿六日、於仙洞、曼荼羅供勤唄師、

同年七月十九日、爲陽光院贈太上皇御三回忌、於般舟院、勤御經供養之

導師、

同十一月十七日、勝輔親王御出家、勤教授兼剃手、

(欄外) 天正十七九、後奈良院三十三回御忌、御經供養導師、

同十八年七月廿四日、爲贈太上皇御正忌、於般舟院、勤御經供養導師、

(欄外) 同十九、七十四、陽光院御經供養導師、

文祿元年壬辰十二月六日、於門室、恆例五悔講勸導師、

同二年二月廿六日、於二尊院舊院、御中陰勤御經供養導師、

同年三月十八日同上、

同四年七月廿四日、依陽光院御正忌、勤御經供養導師、

同年十一月十七日、於宮中御門、主令修不動法、給于時勤護摩壇、七ヶ日、

慶長元丙申年轉正、

同九年□□□日寂、四十八歳、

奉仕
梶井宮歟

尊雅僧正 萬里小路惟房卿男、號四王院

慶長九年九月三日、依尊純親王御、兼帶當院室、

近江日吉
社雜用

〔日吉神社文書〕

○同條、八八一頁、
條末、

○近江

壹石五斗 堂のたうあをー
 同 貳斗 忍不ーあをー
 同 貳斗 忍不ーあをー
 同 壹石 けちあをー
 同 貳斗 忍不ーあをー
 同 貳斗 おとあこなをー
 同 壹石五斗 堂のたうあをー
 同 壹石五斗 堂のたうあをー
 同 貳斗 忍不ーあをー
 同 壹石五斗 堂のたうあをー
 同 貳斗 忍不ーあをー

慶長九年十二月十九日

仁藏 與左衛門子
 岩福 村田彌左衛門子
 御あへ 小兵衛子
 左衛門二郎 介一子
 岩 介一
 三郎衛門子 三郎衛門子
 小三郎 平左衛門子
 左衛門二郎 三郎衛門子
 小三郎 村田猪右衛門
 北十郎 村田彌八子
 三郎

〔光明眞言抄〕

奥書

○年末雜載、學藝ノ條、八八二頁、
若狹國志ノ前、

右守本軌說、引先德記師傳之祕旨、集祖語之精要、見聞所及書付者也、更不加胸臆說而已、

慶長九年 丙辰十月廿一日 依初入者之囑注、

東寺末葉桑門頼慶

○年末雜載、知行目錄ノ條、八八三頁、
條首、

〔古文書〕

天野彦右衛門忠重拜領同彦右衛門忠永書上、
天野御用所本

東照宮御判物

武藏國原郡三ヶ尻村 〇大之内五百石、折口村 〇大里郡藤之内五拾石、合
五百五拾石之事、右宛行訖、全可領之狀如件、

慶長九年三月五日 御朱印

天野彦八郎とのへ

天野彦八
領地朱
印狀

伊達政宗
領知
狀

○同條、八八五頁、
條末、

〔伊達家文書〕二

東山大原之内

一 八百九十九文

一 壹貫三百四十五文

一 三貫四十仁文

一 壹貫八百拾文

一 六百拾六文

一 六百文

一 五百六十九文

一 五百廿五文

一 六百四十二文

都合拾貫四十八文

慶長九年

野々下	孫衛門
うくみやう	藤左衛門
せきの上	主殿
そて上野	甚内
長野	甚介
安立	太郎衛門
相原	肥後
小關	久藏
川村	右馬助

伊達政宗
領知
狀

三月十日 伊達政宗 栗野大膳殿

寒郡、川之内

一 拾八貫六百卅六文

二 迫と又之内

一 三貫仁文

東山奥玉之内

一 拾六貫九百六十文

同藤澤小徳田中藤澤之内

一 四貫九百三文

同藤澤之内

一 六貫六百廿五文

都合五拾貫百廿五文、右之所下置者也、仍如件、

慶長九年

補遺 第十二編之二 慶長九年年末雜載

霜月廿七日 (黒印) 政宗伊達

富田龜鶴丸

檢地

○同條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ、八八五頁、

〔慶長九年江州蒲生郡丸山村檢地帳〕

(表紙) 慶長九年御檢地水帳

蒲生郡丸山村

木下田

上田貳拾步

壹斗

長三郎 十〇以下 筆略ス、

向山渡合

下田七畝步

六斗三升

長三郎 十一以下 筆略ス、

上田合壹町三反壹畝壹步

分米拾九石六斗五升六合

中田合壹町四畝五步

分米拾貳石四斗六升四合

下田合壹町四反三畝拾四步

分米拾貳石九斗四升貳合

上中下分米合四拾五石六升貳合

畠方里前水下ヨリ屋敷方上畠

上畠六步

壹升八合

水

孫左衛門 二〇以下 筆略ス、十

神子ウいと

下畠拾壹步

壹升壹合

喜兵 八〇以下 筆略ス、十

山後

下畠四步

四合

四郎右衛門 十〇以下 筆略ス、四

渡合畠

下畠壹畝拾步

四升

孫右衛門 十〇以下 筆略ス、五

せいせより大岩

中畠五步

壹升

長介 九〇以下 筆略ス、

上畠 屋敷ノ九反五畝拾壹步

九斗代

補遺 第十二編之二 慶長九年未雜載

- 分米八石五斗八升三合
- 中畠ノ貳反九畝八步
- 分米壹石七斗七升貳合
- 下畠ノ壹町五反貳畝廿五步
- 分米四石五斗八升五合
- 一上田合壹町三反壹畝壹步 壹石五斗代
- 分米拾九石六斗五升六合
- 一中田合壹町三畝廿六步 壹石二斗代
- 分米拾貳石四斗六升四合
- 一下田合壹町四反三畝廿四步 九斗代
- 分米拾貳石九斗四升貳合
- 一上畠 壹屋敷合九反五畝拾壹步 九斗代
- 分米八石五斗八升三合
- 一中畠合貳反九畝八步 六斗代
- 分米壹石七斗七升貳合

役はつれ
百姓并
ノ浪人
ニシテ
ヲシム
壘セシム

三月十一
日清須
於ケル能
番組

開墾

〔徵古雜抄〕

阿波

阿波郡市場町開作免許文書

當市場村荒地之儀隣郷よて役えつれの百姓并流浪人罷出可相開候一作ハ不可有年貢候翌年より聊之上分可相計者也

慶長九年正月八日

- 一下畠合壹町五反貳畝廿五步 三斗代
- 分米四石五斗八升五合
- 惣合六拾石也

慶長十年

〔能之留帳〕

二

○二月二十四日將軍秀忠江戸ヲ發スル條、九八〇頁、東照宮御實紀ノ次、慶長十年三月十一日右大將様御上洛之時、尾州清須にて、

- 高砂 寶生大夫
- 清經 法印○下間
- 湯谷 同

補遺 第十二編之二 慶長十年二月

禁上 同

自然居士 同

老松 寶生大夫

第十二編之三

慶長十年

○四月十六日、徳川秀忠、征夷大將軍ニ拜セラレ、條一〇公卿補任ノ次、

〔京都御所東山御文庫記録〕將軍宣下次第

將軍宣下並紋位又大臣等陣儀次第

刻限參着仗座、

先上卿着奥座、

次三木着横敷、

次職事仰々詞其詞權大納言源朝臣、宜爲征夷大將軍、淳和院別當並以從三位

次上卿微唯、職事退、

次上卿移端、

次上卿召官人敷軾、

次召弁仰事由其詞如

次召大外記、仰任大臣事、

補遺 第十二編之三 慶長十年四月

後陽成天皇御宸筆
將軍宣下陣儀次第

次召官務、仰淳和院別當事、

次召大内記來軾、

次上卿仰々詞、其詞從三位權大納言源朝臣、可爲正二位、

位記候フシメヨ、大内記退、

次内記持參位記、入篋、上卿披見、

次上卿起座、就弓場奏聞、

内記持位記篋相從、

次召大外記諸司ハ候ヤ、答、

近衛司ハ候ヤ、答、中務司ハ候ヤ、答テ退、

次掃部寮立案出軒廊、

次主鈴置印盤於案上、

次少納言就案下、

次召輔代、給位記篋、

次三木蒙上卿命起座、

率少納言等請印、

次上卿披見之了、奏聞、

内記相從如初、

次歸着陣、返賜位記於内記取篋退、

次召外記、仰牛車事、

次召官務、仰同前、

次以官人撤軾退出、

慶長十四十三

新田權大納言源秀忠將軍宣下次第新作

周仁作之

○四月ニ、左ノ一條ヲ加フ、一三三頁、

二十日、甲子伊達政宗、女院御所ニ物ヲ獻ズ、

〔伊達家文書〕ニ

(端裏ウハ書)

慶長十

仰

四廿

まん中納言とのへ宗○政

女おんの御所へ、大崎の少將より、おみ三百きん進上候、おもひよられてよ
くこそとおろしめし候よし、心得て申へく候、このよしよくくはら
れ候へのよし、よくく申へく候、と。

○五月十八日、家康、岡部長盛ノ女ヲ養ヒテ、鍋島勝茂ニ妻ハス條、二一〇
頁按文

〔鍋島勝茂譜考補〕

四 高源院様康ノ勝茂ノ繼室家日田御知行

増 今年將軍家ヨリ御前様へ被進田地御朱印可被成下ノ旨ニ付テ、日田御代

官毛利伊勢守へ公儀御奉行ヨリノ御書出被渡置タルヲ、公御借用被遊度

旨ニ付、中村左近、馬場清左衛門ヨリ毛利隼人へ遣ス狀アリ云、

大御所様ヨリ信濃守内儀へ、日田郡伊勢守殿御代官所之内ニある、知行千
石被遣候ニ付、公儀御奉行成瀬隼人殿、安藤帶刀殿、本多上野殿、伊勢守
殿へ御連判之御書出參候を、今度御朱印爲可拜領仕、右御奉行ノ御書
出、信濃守かり被申候、御朱印被致頂戴候る、右御奉行衆御連判之御書
出、頓返可遣之候、信濃守ノ進之申候書狀、并此書物を以、公儀御奉行ノ

御違亂候ハ、可被仰理候、信濃守方も、右御奉行衆へ可申理候、何時も
此兩人罷出可申出候爲其兩人預狀共進之候以上、

慶長十八年
二月八日

馬場清左衛門
中村左近

毛利隼人殿

右ノ末公ヨリ本多安藤へノ御書ニ曰、

於豊後拜領仕女共知行目錄

高千斛 日田郡之内

右去已之年ノ未之年迄三年者御切米ニ被下候、申之年三月ノ御知
行拜領仕候、毛利伊勢守方知行被差渡候墨付相副致進上候以上、

慶長十八年癸丑六月朔日

鍋島信濃守
勝茂

本多上野介殿

安藤帶刀殿

豊後國日田郡之内

一高四百三拾七石五斗六升九合五抄 上野村

補遺 第十二編之三 慶長十年五月

一同百三拾五石五斗六升三合五抄 苗代邊村
一同四百二拾六石八斗六升七合 櫻竹村

高合千斛

慶長十八年癸丑六月朔日

鍋島信濃守 勝茂

本多上野介殿

安藤帶刀殿

能番組

〔能之留帳〕

○五月二十三日、秀忠清須城ニ次スル條、二一七頁、慶長見開錄案紙ノ次、
慶長十年五月廿二日、清須ニテ、又將軍様御下向之時

白鬚

寶生大夫

賴政

法印○下間少進

松風

同

座中之者共ニ御小袖一重宛拜領

善界

同 初寶生

烏頭

同

項羽

同

鵜飼

同

弓八幡キリ

寶生大夫

〔山内文書〕

○九月二十日、高知城主山内一豊卒去ノ條、四九四頁、寛政重修諸家譜ノ次、

猶以大御所様四五日中、自是奥へ御鷹野被成御座候由ニ候、此節相替
候儀無御座候、小左衛門殿も我等同道仕可罷上候、以上、

態飛脚を以申上候、去十一日、江戸致參着、今月十三日、本佐州、上州、榊式太、大
相州、鵜飼兵御相談を以、兩御所様へ被達上聞候、無御別條、國元之儀、對馬守被
仰付候旨被成御意候、於拙者も種々御懇被仰出候、旁外實難有仕合御座候、忝
併御使者土佐相添、各様へ被入御念被仰遣候、所詮仕合殘所も無御座候、忝
次第、中々難申上候、小左衛門殿早速御着候、一段御馳走共候、頓々可罷登
候間、其節可得尊意候、先早々申上候、此等之趣御披露所仰候、恐々謹言、

山修理亮

山内忠豊
ヨリ池田
氏老臣若
原右京亮
ニ忠義ノ
報封ヲ
蒙ル書

〔附錄〕

〔角倉文書〕

城○山

安南國衛
官ヨリ
長ニ寄
ル書ス

衛官義良男 邦職裁書于

艦長、知會且聞乎情敬賀、仍候貴父回家禮賀茲

艦長寶國王子之人無養安保其

文理侯衛、衛官感美之、前望乎

艦長、所有貴物將來賣買、或有奸徒、足下到

文理侯、伏啓

德主王、仍

文理侯猶在京都、始信回家謂之、勤其舊美、欲速回、仍阻官務已約

本年四月中旬、

文理侯回到也、若

艦長勤赴京、有貴物恩重、付一一衛官義良男、領取待回、如有

艦長未赴京都待回、且知其衛官、欽望、

艦長、今日阻爾、明日到賀、

弘定陸年參月貳拾陸日

陳職筆
草々少和



丙午十二月二日留

關白へ

文理侯

硫黃 三百斤

懸硯 一ツ

銅 百斤

硫黃 貳百斤

刀 壹こし

刀 壹こし

琥珀 廿

琥珀 十

水晶 卅

水晶 廿

懸硯 一ツ

銅 百斤

挾箱 一ツ

巳十二月一日留

關白 意安分 同 了以分

水晶珠 百顆 馬鞍 壹具 硫黃 五百斤

補遺 第十二編之三 慶長十年九月

琥珀珠 二十斤 長刀 貳柄 砥石 貳ヶ
 白檀 壹斤 甲冑 壹具
 藥器 壹盤 弓 壹張
 白紙 千斤 矢 十二すし 三束

○是歲、煙草渡來ノ條、七六五頁、羅山先生文集ノ前

〔北鹿隔莫記〕○四山城 寛永十九年正月十二日、白雲飛々、キセル壹本投于

高雄上人、當年自上人年玉被惠之、故還禮也、

〔赤星鐵馬氏舊藏文書〕

昨日者きせ、五本送給令祝着候、殊更様子とも驚目計候、猶近江申へく候、
 神無月八日

松越州 (花押)○近藤

○年末雜載、神社佛寺ノ條、八二五頁、内宮神官所持古文書ノ前、

相國寺承
 章きせる
 人高雄上
 年玉贈ル

近衛信尹
 ヨリ伊達
 政宗ニ寄
 セテ贈ラ
 レルヲ謝
 スル書

八幡宮祠
 官一社一
 同ノ契約

青蓮院鎮
 守十禪師
 社遷宮

〔石清水文書〕 三

今度一社一同ニ諸事申合候、諸神八神職役之儀付、一社之儀を於相背者、任先
 例可申付候、并公儀へ之沙汰以下少もぬけりけよ、あ、於當社務令相談、以
 此判形之上可相究候、其内家來之者共いゝるまで、主々よ不知ぬけりけ
 よ相談申候者急度申付、其糺明可申候、爲後日如件、

慶長十 秀清(花押)○中田
 十月二日 重清(花押)○新善
 榮清(花押)○壇
 舜清(花押)○善寺

○同條、八二八頁、伊勢古文書集ノ前、

〔華頂要略〕門十四傳二十五 圓智院二品法親王諱尊純

慶長十年乙巳二月十五日、鎮守十禪師社在地頭、遷宮、導師竹内良恕親王、

○同條、八二九頁、時慶卿記ノ前、

補遺 第十二編之三 慶長十年年末雜載

西山善峯
寺勸進

〔善峯寺志稿〕

城○山

慶長十年勸進狀

勸進沙門

敬白

請特蒙十方檀那助緣於成^(下)易西山善峰寺、遂一堂再興、素懷速滿二世、安樂大願狀、

夫當寺者、

後朱雀院御願、源算上人草創、觀性法橋之再興也、慈鎮和尚攀彼峯兮、溫蘭若之跡、禪定大王下此山兮、結閑室之構、鎮護國家之道場、大平明時一堂再興、雖勵微志、衣鉢之資貯難堪、土木之構輒難覃、不預貴賤扶助者、爭成其功哉、然間勸遐邇、檀越仰緇素哀憐、欲企本堂基立、誠是天上人中寂勝善根、過現當生殊妙功德也、現世安穩之祈願、後生善處之勝業也、誰人不結芳緣哉、何輩不勵懇志哉、傳聞迦葉尊者、修治古佛、而世々生富貴家、須達長者、建立祇園、而歩々見智者報、冀老若上下、且仰薩埵本誓、且察善心懇臍、早投小施於大士願海、速遂大利於安養淨刹、給者也、善根无極、功德有餘、代々帝德以之爲安世之計、世々執政以靈驗無雙之淨砌也、本尊者十一面千手千眼大慈大悲薩埵、定業能轉

慶長元年
七月十二日
地震
破壞ス

之願、現勝餘佛、枯木開華、誓獨在此尊、何況廿八部眷屬、各々利益廣大也、爰以一心稱名之窓、前拂三毒七難雲、常念恭敬之床、下滿二求兩願望、殊三十三所內普門、示現之菩薩、導順禮敬拜之男女、故六十餘^(冊九)易之衆生、无不運步爰慶長元年丙申七月十二日大地震、一山伽藍悉破滅、門者无不懷愁、視者无不落淚、雖然尊軀無損、五尺二寸立像不傾、奇哉妙哉、佛力不思議之妙、再何不飯之哉、仍衆等今一天之爲治國之法、然則栢城九重之內、扶桑万里之外、月朗而吐千秋之光、風靜而揚万春之色、猶寸鉄尺木、彙與善合力族、視前遊不老之福進、伴椿葉八千之景色、沒後登迎接之華臺、待荷花一莖之開敷矣、乃至沙界利益無邊、仍勸進之狀如何、

慶長十年乙巳九月 日

沙門賢勝

○年末雜載、學藝ノ條、八三三頁、

〔法華文句科解〕

○二十三條末、
○東京帝國大學所藏

凡厥顯揚佛教、非智無以廣其文、崇闡精微、非聖莫能定其旨矣、蓋真如極理者、諸法之玄宗、法性真際者、衆經之韜轄也、綜括弘遠、奧懷遐深、溫之不究其源、履

比叡山慶
長活字版
三大部科
解亮憲跋

補遺 第十二編之三 慶長十年年末雜載

七五

之靡測其底焉。然隋朝有智者大師者，撰三部釋，以為宗之太本。自他高德聰明
 叡智，獨步河淮，獲智者號矣。玄者于心與妙名，乎事被法稱，故釋曰幽玄深奧，止
 者以寂為能德，依照倍觀明，故歎曰前代未聞，敢非所識餘宗焉。粵此疏者，舊師
 分節經文人情，蘭菊各擅其美，然而河憑江濤，末代尤煩。光雲轉細，重霄翳於大
 清，北齊鸞細科煙颺，雜礪塵飛，盧龍玄暢迷三段，與二門光雲從印受經為二十
 四段，與今大同小異。智者破曰：諸解重疊，玉屑非寶矣。書云：剉絲盈匱，不可織為
 倚綾，玉屑滿匣，不可琢為瑤璋云云。幸得師美玉，豈不成器寶耶。唐湛然以尤綜
 縷為龍鳳科文，以金石堅為玉碧註解，翰林繽紛則曳顧珙流例，句義繚亂則加
 周孔儒詞，故知奇世之珍貴乎。爰吾國東關之野，上有柳澤之實，然者當宗之肩
 壽法門之領袖也，得玄止之科本兩部，既書就矣，看之或闕於本文科釋，讓上科
 文惑之引證，或略於註解分文，退下章遐病之看讀，予修斯疏三本，全備無減，一
 點一畫，號曰三部科解，冀冥感垂加，被貶後葉墨字，經塵劫流龍華耳。昔慶長乙
 巳之冬，黃鐘冬日，釋亮憲謹誌。

同校正者
真慶跋

聞說此三大部者，高祖傳教大師泛漫漫西溟，以於煙霞撥于異域，踰嶮嶮艱難，
 以於本願遂于銀地，謁邃滿之師，論教法於蒼生矣。師既應智者之懸識，稟妙樂

備文，末學豈不握翫哉。因茲往昔於當山，雖有此印板，（下）劇燒失爰，小僧慨彼
 板斷絕，將刊之良梓之日，聆有此科解，未于世流布，（下）三本克整，開後學易入之徑
 路，歸難解難入之直道矣。試閱之，本末之間，欠分文科釋，句略章段，列次詞肆，集
 和漢兩朝之摺本，芟繁去謬，校正歸一，釐為六拾餘軸，統八八數，彰世出世之極
 伏乞功不浪施，流來際，福不唐捐，趣佛乘云爾。于時肇慶長重光奮若秋，卒旃蒙
 荒落之冬而已。延曆寺東塔院東谷沙門釋真慶欽啓。

當山雖有此印板，僥亂對燒失矣。慨彼板斷，絕料刊之良梓之日，取有此科解未于世流布。本克整開後學易入之徑路，歸難解難入之直道矣。試閱之本末之間，欠分文科，釋句略章段列次，詞肆集和漢兩朝之指本，艾繁去謬，按正歸一，鰲爲六拾餘軸，統八八數，彰世出世之類，伏乞功不浪施，流來際福，不唐捐，趣佛乘云。余于時，肇慶長重光，奮若秋卒，旃蒙荒落之冬，而已。延曆寺東塔院東谷沙門釋直慶，欽啓。

善慧軒

〔摩訶止觀科解〕

○二十五 東京帝國大學所藏

惟皆慶長八曆 癸卯

五月日、於比叡山延曆寺東塔東谷、月藏房、令刊摺之畢、

〔法華玄義科文〕

○七 東京帝國大學所藏

皆惟慶長九曆 甲辰

九月日、於比叡山延曆寺東塔東谷、月藏坊、令刊摺之畢、

○年末雜載地子課役ノ條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、八四二頁、

開墾、殖産、

〔徵古雜抄〕

○五 阿波

撫養郷馬居七郎兵衛大谷五郎太夫へ被仰出御定書

定

一 板東郡才田村新開田六斗代、畠ハ三斗代、

但、此請可爲三ツ事、

一 此荒地後々年迄可爲藏入事、

一 右之荒地へ罷出百姓有之者、諸役可爲免許事、

右所定置如件、

慶長十年十二月四日

豊雄 至鎮公前名○蜂須賀、徵古雜抄所收板野郡黒崎

補遺 第十二編之三 慶長十年年末雜載

七九

阿波板東郡才田村新開田

諸役免許

八〇
村鳥居邦太郎所藏板札
ニモ、同年月日定書アリ、
同文ナルヲ以テ略ス、

阿波郡市
市場開作免
許

阿波郡市場町開作免許文書

定

- 一 於當町月三日市を立、萬賣買可仕候事、
- 一 當町之内酒賣買可仕候、但他郷少も不可出事、
- 一 自國他國之者ニよらば、當所へ罷越在之者共、諸役免許之事、
右定置所如件、

慶長十年二月二日

蜂菴 蓬菴公〇 蜂
須賀家政

慶長十一年

〇二月是月、諸大名、江戸城増築助役ノ爲メ、參府スル條九五頁附錄ノ八頁
 [近江岩倉石工共有文書]

近江蒲生
郡馬淵村
岩倉石工

江戸へ參候衆之中もん

江戸下リ
ノ費用

- 一 壹人ニ付、使向ニ銀子拾匁、壹貫文、五ノ目申候也、
- 一 大つち一つ 五ノ目 長福寺
- 一 てつち一つ 一せん 岩倉
- 一 こせつ 一せん 長福寺
- 一 のみやきせつ 一せん 岩倉
- 一 同のみやきせつ 一せん 長福寺
- 一 かさつち 一つ 同人
- 一 かさつち 一つ 岩倉

メ大小ニ七いろ成同たり、各一人ニ一つは、也、
 右きりめとあり作せやう、一人ニ付、米七升あて、但うへより出を候ハ
 六升にて相さため申成、爲其狀如件、升ハ岩倉惣升也、

慶長十年

正月廿一日

同傳馬

轉馬拾六疋伏見より江戸まで可相立者也、仍如件、

補遺 第十二編之三 慶長十一年二月

慶長拾年

巳二月朔日

右宿中

同宿驛

慶長拾年卯月朔日より江戸へ下る時、ふしより傳馬つき事

ふし

馬

大津

馬

くさ津

馬

いしる

馬とまり

みなち(鹿方)

馬

つち山

馬

坂下

馬いせり

せきの地藏

馬とまり

かめ山

馬

四日市

舟路とまり

あつちの

馬とまり

みや

おはりの國路

あるこ

馬

ちどろ

馬三は川國路

あうさき

馬

ふち川

馬

あうさう

馬

五い

馬

よし田

馬

おい里

馬是よりと國

あらむり

馬

あらい

傳舟とまり

まいさう

馬

えま松

馬

見付

馬とまり

ふくろい

馬

うけかじ

馬

西坂	馬
かあや	馬
あま田	馬
ふちゑ	馬
あう	馬
まりこ	馬
ふちゆ	馬
ゑちり	馬
(ゆい)	馬
くい	馬
かん	馬
よー	馬
えら	馬
三まい	馬
見ー	馬
小田原	馬

とまり
いつの國路
とまり

おいそ	馬
ひら	馬
ふちさ	馬
屋へ	馬
不とかい	馬
かの川	馬
あみ川	馬
江戸	とまり

○三月八日、幕府、禁榜ヲ山城大原野勝持寺ニ掲グル條ノ綱文「勝持寺」次ニ「西山三鈷寺」ノ五字ヲ加フ、

〔三鈷寺志稿〕

城○山 古文書抄録

三鈷寺禁制

禁制

補遺 第十二編之三 慶長十一年三月

一堂前并馬場折櫻枝事

一殺生之事

一山林竹木伐採事

右堅令停止訖、若於違背之輩者、可處嚴科之旨、依仰下知如件、

伊賀守

(花押)

慶長拾壹年三月八日

○三月是月、幕府、相模宗仲寺ニ禁勝ヲ掲グル條ノ前ニ、左ノ一條ヲ加フ、
一〇〇一頁、

是月、將軍秀忠病ム、

〔玄朔道三配劑錄〕 慶長十一年

大樹内大臣秀忠、御年二十、〇二感冒頭痛聲嘎、咳痰脉右三部弦實、桔梗一藿
香正氣加莎荆苛、〇本書、本條ノ記事ヲ三月十五日
三月十八日ノ間ニ掲ゲタリ、

感冒

第十二編之四

慶長十一年

○六月一日、秀忠ノ第三子國松長生忠生マル、條一七四頁、附錄ノ四前

〔玄朔道三配劑錄〕 慶長十一丙午

六ノ八大樹若君様當月朔午、小便二日不通、大便者堅而通、通心湯、回五苓散、加車
燈艸即通

○八月七日、家康能樂ヲ女院御所ニ張ル條、二八五頁、條末

〔古番組寫〕

雄〇葛野春後陽成院御在位之御時、御所司代板倉伊賀守勝重、

慶長十一丙午八月七日、於禁中御能將軍秀忠公御代、

翁 面箱 田淵小助 脇鼓 彌石孫一郎
三番叟 鷺伊右衛門 梅若六郎 宮增彌次郎

玉井 觀世太夫四十一歳 彌石市左衛門 觀世勝次郎重政
連 日吉彌右衛門 福王神右衛門 梅若六郎 觀世新九郎重勝
彌石幾右衛門 觀世新九郎十八歳 春日又三郎三十九歳
景道

能ノ番組

補遺 第十二編之四 慶長十一年六月八月

間 長命德右衛門 三人夫

仁左衛門 大藏彌右衛門 泰藤仁助

八島 金春太夫安照 ^{五十八歳} 長命甚之丞

春藤孫右衛門 藤六右衛門 中村八兵衛

植田又四郎 大倉六藏宣安 ^{三十一歳}

長命新藏

間 彌右衛門

文相撲

德右衛門 伊右衛門 彌右衛門

江口 觀世太夫 ツレ六郎 彌石勘太夫

梅若新吉 進藤久右衛門 日野五左衛門

勝次郎 新九郎

春日又三郎

枕物狂

鐘馗 金春太夫

六右衛門

三栖合又兵衛 幸清五郎 一宗 ^{二十歳}

金春彦九郎 一峯 ^{二十四歳} 長命新藏

間 小助

若市

伊右衛門 彌右衛門 德右衛門 久兵衛

仁助 與二郎 兵藏

三輪 觀世太夫

六右衛門

白極善太郎 宮增彌次郎

彦九郎 又三郎

節分

融 金春太夫

久右衛門

植田又四郎 六藏

又次郎 又三郎

間 仁助

伯養

彌右衛門 德右衛門 次郎助

安宅 觀世太夫

神右衛門

又兵衛 彌石孫一郎

梅若三右衛門

判官日吉源治 ^{十七歳} ツレ彌右衛門 幾右衛門 日吉彌七 日吉庄五郎 勘太夫 六郎 逆水彦三郎

間 久兵衛 行基五郎兵衛

井杭

猪右衛門 彌右衛門 德右衛門

三井寺 金春太夫 子方春藤子

孫右衛門 六右衛門 八兵衛

幸阿彌又五郎 幸五郎次郎 正能 ^{六十八歳}

新藏

間 孫右衛門 田淵小助

天鼓 觀世太夫

久右衛門

又四郎 彌次郎

又三郎

間 猪右衛門 三十二歳

項羽 金春太夫 ツレ甚之丞

三九郎

善太郎 清五郎

彦九郎 新藏

補遺 第十二編之四 慶長十一年八月

間 德右衛門

養老 觀世太夫

彌石市左衛門 梅若新吉 六

助左衛門 半左衛門

小春助十郎 三右衛門

後朝八日

翁 千歳 三番叟

德右衛門 彌右衛門

協能

幸清五郎 大倉六藏

白髭

金春太夫 ツレ甚之丞 天女春日

神右衛門 八兵衛 五左衛門

又五郎 新九郎

助彦九郎 助新藏

湯谷

觀世太夫 ツレ彌右衛門

神右衛門 五左衛門

又五郎 新九郎

又三郎

鈍太郎

德右衛門 猪右衛門 彌右衛門

又兵衛 六藏

彦九郎 新藏

葵上

金春太夫 ツレ春日

六右衛門 春藤五郎兵衛

又兵衛 六藏

彦九郎 新藏

鴈盗人

猪右衛門 德右衛門 助

忍ひも毘沙門 彌右衛門 德右衛門 猪右衛門

遊行柳

觀世太夫

神右衛門 又左衛門 彌三郎

勝次郎 彌次郎

又次郎 新藏

伊文字

猪右衛門 德右衛門 助

海士

金春太夫 子方春藤彦次郎

六左衛門 八兵衛 五郎兵衛

又四郎 清五郎

又次郎 又三郎

連哥盗

德右衛門 彌右衛門 市右衛門

又兵衛 新九郎

三右衛門

柏崎

觀世太夫 子方龜之助

神右衛門 市左衛門

又兵衛 新九郎

三右衛門

骨皮

彌右衛門 德右衛門 伊右衛門 久兵衛

善太郎 清五郎

彦九郎 新藏

項羽

金春太夫 ツレ甚之丞

三五郎

善太郎 清五郎

彦九郎 新藏

磁石

德右衛門 彌右衛門

助左衛門 半三郎

小春助十郎 三右衛門

兼平

觀世太夫 ツレ六郎

神右衛門

助左衛門 半三郎

小春助十郎 三右衛門

蟬

彌右衛門 猪右衛門

杜若 金春七郎 五郎兵衛 六右衛門 孫右衛門

又五郎 六藏 彦九郎 新藏

是界 觀世太夫 ツレ福王次助 新市左衛門 吉彌三郎

善太郎 孫一郎 又次郎 三右衛門

金札 金春太夫 八兵衛 六右衛門 孫右衛門

善太郎 清五郎 彦九郎 新藏

○八月是月、角倉了以、大井川ヲ疏スル條、三三一頁、城○山

猶々其許能様談合候ゑ、不らせらま尤候、以上、

藏式 運賃

從嵯峨、丹州へ之船路、其方造作を以、不り、船致上下、藏をも立置、大津あまよ藏式をも取申度之由被申上候、いゝも尤ニ被思召、權田小三郎方へ、右之通可申遣旨御詫候間、可有其御心得候、小三郎方有談合、運賃あとの儀も、能程ニ被相定尤候、恐々謹言、

大石見守

正月十五日

長安(花押)

本上野介

正純(花押)

角藏與一殿

○同條、三三三頁、参考ノ首、

〔時慶卿記〕

八三十 慶長十八年十一月五日、天晴、丹波下向、早朝ニ立、甚右衛門人足ヲ具來、二條迄送也、家臣共同心候、姫宮御方へ御暇乞申入、留守ニ

申置所々、女御殿、政所殿、一乘院殿等也、路次筋、西院、川勝寺、桂川ハ舟渡也、河嶋、カタギ原、塚原、沓懸へ四里、老山、オホヂ四ノ村、高ホリ、龜山へ六里、晝食候、保津川向也、八木ト龜山ノ間ニ長キ野アリ、高率都婆ト云所廣シ、野ノ北ニ河原路、馬路、何モ千間ノ所ト、小郷出雲、山根ニアリ、室河原、高田、カイヂ、鳥羽舟付所也、新義ニ了以初ル、三戸ノ峠、同在所アリ、須知曾禰、十三泊宿庄屋加賀ト云也、

了以ノ保
津川船着
經營

角倉船主
ト安南國
ト客顯山
ト贈答

〔角倉文書〕

城○山

船主角藏五右 達于

安南國商客暴山前船主與暴山曾結仁義之美故下船駐留海門待遞不來何以爲失期也然今日風順日吉故駕舡爲計伏望明年更到貴邦以得販買賣其時同休從去

日本國可々餘在明年只此不宣

府生顯山又書 達于

日本國船主角藏五右得知茲暴山與船主曾結爲朋友兄弟之美故前已信如所約往清華買絲價與船主二人相爲分半後日欲得兄弟之恩又往清華買絲五月二十三日回到本船庸舍見船主勤於歸國不待海門右失期也又觀此書左傷情也始價與船主三官林耀吾好絲價安南銀子捌百參拾兩然未有還銀子約在明年參月來到還銀倘如林耀吾明年未到所恃船主角藏五右問取林耀吾銀子捌百參拾兩來還與弟其義甚重也況安南日本兄弟之國也而船主與顯山雖有異鄉既久結爲兄弟之義雖異父母

所生其義亦若同一所生也且曩日船主到安南暴山尤切欣賀也及此日船主歸本國暴山不勝想望也願船主來年更到如朋友相交相約之言則可謂真千載兄弟之義爰記于書使便覽茲書
弘定七年○慶長十一年五月二十三日府生暴山記

○十月一日桑山重晴卒スル條四三〇頁條末、第十三編之十所收補遺一九八頁堀文書

〔北鹿事跡 隔莫記〕七 ○山城 正保二年五月六日晴天桑山不安老爲懺法聽聞被來於鹿苑院相逢自懷中丸藥一包出之於予被惠之也桑山藥也

桑山藥

○十二月十一日石清水八幡宮正遷宮ノ條四八五頁、石清水八幡宮下遷宮正遷宮次第、社務ノ前

〔石清水文書〕

拾六

以上

尊書忝候然者御遷宮之儀來十一日被成御執行之由目出度存候猶奉期面

補遺 第十二編之四 慶長十一年十月 十二月

小出吉政
書狀

上之節候、恐々謹言、

小大和守

(花押) 吉

十二月四日 慶長十一年

善法寺様 清 辨

壇様 清 榮

新善法寺様 清 重

社務田中様 清 秀

御報

○同條、四八九頁、

〔石清水文書〕 六

拾遺

(端裏捻封ウハ書)

辨清様

御兩三人之御中

秀 中 田

猶々、其方次第、今一度御さん用尤ニ候、

從是可申入と存候處、然者上遷宮之儀、早々内神御道具も出來申候間、當月中可然と存事ニ候、先日も兼官大坂方上候時、其方御隙次第ニ御立出被

遷宮算用
ニツイテ
田中秀清
ト善法寺
ト辨清等
ト交渉

成候へ、萬出入御相談可申候由、御言傳申候つる、不申候哉、京都之儀、此中も人を付置申候、可相濟様ニ申來候拙子ニも二三日過候て、出京可申之由ニ候、少無由斷候、又算用日記之儀承候、只今可進之候へ共、其ふらず御相談申度事も、あまゝ御座候間、今晚ニても明日ニても、其方御隙次第、御出可被成候、御不審ニ候ハ、今一度御さん用候て御覽、御尤ニ候、恐惶謹言、
○日 附

シ、本書ハ慶長十一年ノモノナラン、

猶々、昨夕御算用申候て、ヨクヨクあるやう思召事迷惑申候、

御折紙令拜見候、尤夕ア御算用可申處ニ、拙子少氣相遣ニ御座候故、無其儀候、所存外ニ存候、各私有様ニ思召候事尤ニ存候、日記ニ申間敷と申事、ゆめ、無之候、幾度も、御算用被成尤ニ候、又々今日持可參候申候つ共、少難去用所候て無其儀候、此者ニ參候とて、あとさだ御うつてん參間敷候間、明晩ニても、此方へとても、御出被成候て、御さん用可被成候、恐惶謹言、

田中

十一廿日 ○慶長十一年カ

秀清(花押)

善法様
新善様 □報

〔淺井又太郎氏所藏棟札〕

○是歲、豐臣秀賴熱田神宮寺ヲ再造スル條、五一、五頁、

淺井親重
三郎重熱
頭一熱
田社頭
宮ヲ造立
ス

元 飛

奉造立當御社頭一宮

一切日皆善一切宿皆賢諸佛皆威德

羅漢皆斷漏以此誠實言願我成吉祥

其意趣者、信心大檀那淺井庄三郎親重武運長久君臣敬愛、心身堅固、息災延命、子孫繁榮、祈所如此助力、諸衆息災安全、諸人快樂、心中所願如意、吉祥祈攸、棟梁入家長三郎藤原吉信、大工井上久右衛門藤原吉次、慶長十四年己酉護持大檀那親重白

○コノ裏面ニ「永」ノ二字アリ、

○是歲、紀伊牟婁郡太地村ノ人和田賴元等捕鯨ノ業ヲ起ス條、五四、二頁、

〔中村不能齋採集文書〕

江○近 近衛信尹書ナラシメ三月十二年(慶長十四年)ノ藏

誠下國已來不申承不易之至候、鯨於其浦、○伊初ゝ突候由以、被贈越候、即令料理、閑齋よも振廻候、去年者舟之進物のうれられ候よし珍重當年那護屋之普請丹州之普請山○名古屋普請ノコト、同十四年九月十五年二月是月ニ、各其條アリ、參看シ、ベよそニ付きうれ候事、此中之珍重ともふく候、尙閑齋下國之折節可申越候、

三月十二日 ○慶長十四年カ

(花押)

富信州 ○富田信高信高ノ伊豫板島ニ轉封ヲ命ゼアラ

スリ、參看

〔日吉神社文書〕

○七 近江

○年末雜載、神佛社寺ノ條、五五〇頁、蘇美神社文書ノ前、
慶長十一年分

正月可入分

壹斗三升

元日御供

補遺 第十二編之四 慶長十一年年末雜載

伊豫沖捕鯨ノ進物
名古屋普請丹州普請

御供ノ記

壹斗三升

四日御供

三升

ミかんちやう

一升

まと前ニきやう

一升

まと前のさん米

二升

い糸

二升

はとのこも

一升

のり

壹斗

かむらけ御五さい色々

以上四斗六升

右之内

壹斗三升

又右衛門ヨリ

五升

惣八郎殿

貳斗八升

三郎右衛門

ノ四斗六升

惣分

(前缺) 慶長十一年十二月廿七日

壹石

けちのあを

市原三郎衛門子

郎

同 貳斗

忍不_一あを

仁兵へ子

能

同 貳斗

忍不_一あを

半兵へ子

て

同 貳斗

忍不_一あを

喜二郎子

万

同 貳斗

忍不_一あを

藤二郎子

菊

同 壹石

けちあを

谷四郎左衛門子

次

同 貳斗

忍不_一あを

東四郎左衛門子

岩

同 貳斗

忍不_一あを

太郎五郎子

松

同 貳斗

忍不_一あを

東衛門子

松

同 貳斗

忍不_一あを

彌藏子

松

同 貳斗

忍不_一あを

久兵へ子

代

同 貳斗

忍不_一あを

藤二郎子

八

同 貳斗

忍不_一あを

左衛門子

岩

慶長十三年さる十二月廿五日

けちあを

中村藤三

三

補遺 第十二編之四 慶長十一年年末雜載

同日	壹石五斗	けちあを	又右衛門子
同日	壹石五斗	けちあを	又三郎
同日	壹石三斗	けちあを	山本仁兵へ子
同日	壹石五斗	堂のたう	仁
同日	壹石五斗	堂のたう	同仁兵へ子
同日	壹石五斗	堂のたう	東ノ四郎左衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	兵四郎
同日	壹石五斗	堂のたう	山本半左衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	又
同日	壹石五斗	堂のたう	西ノ四郎左衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	兵四郎
同日	壹石五斗	堂のたう	小兵へ左衛門二郎子
同日	壹石五斗	堂のたう	藤二郎子
同日	壹石五斗	堂のたう	小
同日	壹石五斗	堂のたう	與左衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	岩
同日	壹石五斗	堂のたう	萬
同日	壹石五斗	堂のたう	吉
同日	壹石五斗	堂のたう	藤二郎子
同日	壹石五斗	堂のたう	與左衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	村田 彌藏
同日	壹石五斗	堂のたう	左衛門二郎
同日	壹石五斗	堂のたう	平左衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	甚二郎
同日	壹石五斗	堂のたう	左衛門二郎
同日	壹石五斗	堂のたう	三
同日	壹石五斗	堂のたう	藤二郎子
同日	壹石五斗	堂のたう	菊千代
同日	壹石五斗	堂のたう	東四郎兵へ子
同日	壹石五斗	堂のたう	四郎太郎

同日	壹石五斗	をとあのを	村田 彌十郎
同日	壹石五斗	堂のたう	谷與二郎子
同日	壹石五斗	堂のたう	與十郎
同日	壹石五斗	堂のたう	村田喜右衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	仁
同日	壹石五斗	堂のたう	助衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	介三郎
同日	壹石五斗	堂のたう	兵二郎子
同日	壹石五斗	堂のたう	三
同日	壹石五斗	堂のたう	兵二郎
同日	壹石五斗	堂のたう	谷半兵へ子
同日	壹石五斗	堂のたう	あすて
同日	壹石五斗	堂のたう	彌十郎
同日	壹石五斗	堂のたう	彌太郎
同日	壹石五斗	堂のたう	衛門二郎
同日	壹石五斗	堂のたう	與太郎
同日	壹石五斗	堂のたう	藤二郎
同日	壹石五斗	堂のたう	村田文右衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	又
同日	壹石五斗	堂のたう	文右衛門子
同日	壹石五斗	堂のたう	宮
同日	壹石五斗	堂のたう	中
同日	壹石五斗	堂のたう	兵衛四郎
同日	壹石五斗	堂のたう	介三郎

補遺 第十二編之四 慶長十一年年末雜載

同日 壹石五斗

菊 左門二郎

同日 壹石五斗

谷清右衛門子 吉次

同日 壹石五斗

同 人

同日 貳斗

谷典二郎子 代松

同日 貳斗

又三郎子 万露

同日 貳斗

衛門二郎子 岩松

同日 壹石五斗

又衛門子 谷又次

同日 壹石五斗

谷右衛門子 村與十郎

同日 壹石五斗

彌右衛門子 彌七郎

○年末雜載、禁制ノ條ノ前ニ、左ノ一條ヲ加フ、五五八頁

政令

〔徵古雜抄〕

美馬郡阿波西端山村谷章内所藏懸札

定

端々山

一當谷中之儀、自今以後、堅令政道、急度可林置候、萬一無沙汰ニ仕、竹於無之

他國ノ獵
師ヲ入レ
ザルコト

山ヲ燒ク
ノ禁
ヲ百姓ノ事
ヲ禁ズ

者其屋敷主并隣端之者共、可令成敗事、

一他郷より鹿ねらいニ來者、自今以後、堅令停止之條、一人も不可入候、若致

許容者有之者、可令成敗事、

一山々火を流くる儀、自今以後、令停止事、

一不及申聞候へ共、百姓等口論於仕者、縱雖爲少之儀、先申懸方可令成敗事、

一縱代官よても、竹木伐取儀、令停止候事、

右五ヶ條、常々守此旨、可致其覺悟者也、

慶長十一年卯月廿二日

蓬庵(花押)

美馬郡
一字口山村南長芳所藏懸板

定

奥山

一當谷中竹之儀、自今以後、云々

已下四條、谷章内ニ所賜御文ニ同シ、

右五ヶ條、常々守此旨、可致其覺悟者也、

慶長十一年卯月廿二日

蓬庵御判

補遺 第十二編之四 慶長十一年年末雜載

美馬郡
一字口山村南長芳所藏

定

名子歸住

一貞光山里當檢地之上、南八藏、西四郎右衛門、次郎右衛門、前々之在所へ令歸住、年貢等無油斷可申付候、三人之者如此候條、次郎左衛門、常六郎、其外名子以下ニ至迄、悉必歸住可仕事、

知行加増

一今度南親子之者、知行令加増、都合百貳石餘遣置之條、如折紙、六兵衛、喜右衛門罷越、田畠相改可渡遣之事、

政所給

一政所共之事、三人之内壹人ハ知行遣置候、殘貳人諸藏納み之の政所給遣上、渭津致上下刻、其遣錢小百姓ニ一粒一錢相懸申間敷事、

百姓課役

一不及申竹木榎薪等ニ至迄、百姓ニ申懸儀不可有之候、但、政所普請等仕ニおゐてハ、年中ニ一日二日おとい、食くハせ召遣儀ハ不苦事、

代官ノ竹木伐採ノ禁

一爲代官、恣ニ所之竹木無左右不可切取之事、

同百姓私用ノ禁

一代官として私用ニ百姓召遣儀不可有之事、

右之旨一點も於相背者、可爲曲事者也、

慶長十一年五月五日

蓬庵(花押)

○年末雜載、禁制ノ條、五九頁、條末、

〔徵古雜抄〕

阿波

定

當國於北浦、他國より網引申由承及候、今日以來、堅政道仕、引せ申間敷候、何角申者於有之者、此方へ召連可罷越候、爲其如斯候也、

慶長十一年八月十六日

益田彦四郎印大膳ノ長男

北泊浦百姓中

政所 孫左衛門

○年末雜載、訴訟ノ條、五六頁、條末、

〔徵古雜抄〕

阿波 阿波郡伊澤村伊澤滿太郎所藏板札

阿波郡之内東林村、并伊澤村相論用水之儀、今度穿鑿候之所、伊澤村之内無紛候、其上彼用水相懸田地も、伊澤村高よて候條、旁以自今以後伊澤村より

補遺 第十二編之四 慶長十一年年末雜載

他國ノ漁夫ヲ禁ズ

用水争ノ判決

可存之者也、

慶長十一年十月廿八日

蓬庵(花押)

○年末雜載知行目錄ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、五七五頁、

起請文、

〔專修寺文書〕

三十

誓紙前書之事

御前に被召寄諸事御談合之時、無最員偏頗有様と存之旨可申上候道理を被聞分、相紛儀不可有御座候、若右之旨於相背者、乍恐、阿彌陀三尊并代々祖師上人、殊日本國中六十余州大小神祇之可蒙罷御罰者也、仍起請文如件、

慶長十一年

十月六日

實院 舜法(花押)

實壽院 眞教(花押)

尊乘院 惠玄(花押)

宮内卿

專修寺
文中起請

銀目方
ケ賃
奥田天秤

○年末雜載、賣買貸借讓與ノ條、五七五頁、

〔徵古雜抄〕

五阿波

定

一 萬商賣之銀子かけちん、百目ニ付五分、双方よりとるへき事、
一 諸商人并當町人萬商買之銀子、奥田てんひんあらて、やり取仕間敷事、
一 分一并公物之銀うけちん在まゝき事、
右所定如件、

慶長十一年正月十日

豐雄〇蜂須賀
至鎮初名
奥田

○同條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、五七九頁、

殖産興業

〔西大路共有文書〕

江〇近

新町取立

除夫錢ノ免

仁正寺村新町に被出衆中へ一札之事

一地下より罷出者、其年一年者夫錢除可申候、從翌年下町並ニ夫錢可被出候、又他所他郷より御出候衆者、三ヶ年夫錢除可申候、四年目より、右之並ニ可有御出候事、

一万一御朱印不被下候へ者、下之町並之夫錢ヲ御出あるへく候、近年御公方御役儀仕ル百姓として、夫錢を才判いとし、公儀勤可申候事、

一自然御代官替々、又御給人付ニ罷成、當町へ無御免除由被仰、役儀被置仰候共、地下中より申明、夫錢於無異儀者、彌々町人に役儀かけ申間敷候、其上六ヶ敷被仰候ハ、家をこぼち、何方へ成共可有御出候、異儀申間敷候事、

一御朱印成不申候共、近年地下よて役仕ル百姓町へ出候共、惣之夫錢を取、御公方之役儀可仕候、殘ル町人へハ申間敷候事、

屋敷八建
テ勝チ

一屋敷者たてかちさるへき事、

右條々、聊相違有間敷候、仍如件、

慶長拾壹年

拾月朔日

庄屋七右衛門(花押)

又 衛 門 〇

與 太 郎 〇

又 一 〇

與^ん 二 郎

才 六 〇

彌 左 衛 門 〇

彌 八 〇

彌 七

二 郎 左 〇

衛 門 〇

彌 九 郎 〇

惣 衛 門 〇